

宮城県公報別冊2

平成 29 年度

包括外部監査の結果報告書

補助金等の事務の執行について

平成 30 年 3 月

宮城県包括外部監査人

公認会計士 小池伸城

目 次

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象範囲	1
4. 監査対象期間	1
5. 特定の事件を選定した理由	1
6. 外部監査の方法	2
7. 外部監査の実施時期	2
8. 外部監査の補助者	3
9. 利害関係	3
II. 宮城県補助金等の概要	4
1. 補助金等の定義	4
2. 補助費等の推移	4
3. 補助金等の見直しに関する取組み	4
4. 補助金等の事務手続	5
5. 監査の対象とした補助金等	7
III. 監査の結果および意見(総論)	11
1. 交付要綱のホームページへの掲載の徹底(結果)	11
2. 概算払の理由の明確化および県担当者への周知徹底(結果)	12
3. 補助申請時におけるヒアリングの徹底(結果)	13
4. 補助申請時における現地調査の徹底(結果)	14
5. 補助効果指標の設定の徹底(結果)	15
6. 実績確認時におけるヒアリングの徹底(結果)	16
7. 実績確認時における写真確認の徹底(結果)	17
8. 実績確認時における証憑書類の検証の徹底(結果)	18
9. チェックリストの作成の徹底(結果)	19
10. 改善方針の周知徹底方法の見直し(意見)	20
11. 運営費補助から事業費補助への転換の推進(結果)	20
12. 終期設定および必要性の見直しの徹底(結果)	21

13.	消費税および地方消費税の仕入税額控除の積極確認(意見)	22
14.	改善方針の記載内容の充実化(意見)	22
IV.	監査の結果および意見(各論)	27
1.	私立学校運営費補助	27
2.	私立学校教育改革推進特別経費補助	28
3.	私立高等学校授業料軽減事業補助	32
4.	私立学校教職員共済補助	33
5.	私学退職金社団退職手当資金給付事業補助	34
6.	私立高等学校等就学支援補助	36
7.	宝くじ販売収益金交付金	37
8.	宮城県原子力立地給付金交付事業補助金	38
9.	宮城県電源立地地域対策交付金	40
10.	市町村振興総合補助金	41
11.	みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業	47
12.	省エネルギー・コスト削減実践支援事業	48
13.	環境創造基金市町村支援事業交付金	50
14.	スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金	52
15.	水素ステーション整備事業費補助	53
16.	大崎市民病院救急救命センター運営費補助金	58
17.	ドクターヘリ導入促進事業補助金	60
18.	地域の中核的な病院整備推進事業	61
19.	医療施設耐震化臨時特例基金補助金	62
20.	自治医科大学運営費負担金	64
21.	宮城県子ども・子育て支援交付金	65
22-28.	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金	67
29.	宮城県施設型給付費等補助金	73
30.	宮城県母子父子家庭医療費助成事業補助金	74
31. 32.	宮城県子どものための教育・保険給付費県費負担金	75
33.	市町村地域生活支援事業費補助金	77
34. 35.	障害者福祉施設整備費補助金	80
36.	障害者福祉施設整備費補助金(民間移譲対策費)	82
37.	心身障害者医療費助成事業	84

38. 障害者自立支援給付費負担金	86
39. 自立支援医療(更生医療)給付費負担金	88
40. 障害者自立支援給付費負担金(児)	89
41. 障害児通所給付費負担金	90
42. みやぎ企業立地奨励金	92
43. 宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	94
44. 宮城県貨物運輸振興事業費補助金	96
45. 中小企業経営資源強化対策費補助金	97
46. 中小企業連携組織対策事業費補助金	98
47. 小規模事業経営支援事業費補助金	100
48. 経営体育成支援事業	101
49. 50. 新規就農者確保事業	102
51. 農地中間管理事業	104
52. 担い手確保・経営強化支援事業	105
53. 機構集積協力金交付事業	106
54. 産地パワーアップ事業	108
55. 環境保全型農業直接支援対策事業	110
56. 宮城県経営所得安定対策等推進事業	111
57. 多面的機能支払交付金	112
58-60. 農業経営高度化支援事業	117
61-63. 県産材利用エコ住宅普及促進事業	120
64. 合板・製材生産性強化対策事業	123
65. 66. 温暖化防止森林づくり推進事業補助金	125
67. 仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する平成 27 年度費用負担協定書に 基づく負担金	126

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および宮城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

補助金等の事務の執行について

3. 監査対象範囲

平成 28 年度に一般会計から支出のあった補助金等について、原則として 1 億円以上のもののうち、過去の包括外部監査の状況、補助対象者、補助金財源等を勘案して監査対象とする補助金等を選定した。

4. 監査対象期間

平成 28 年度とするが、必要に応じて過年度及び平成 29 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

5. 特定の事件を選定した理由

宮城県の平成 28 年度一般会計における当初予算額は、1 兆 3,744 億円であり、このうち補助費等の予算額は 3,149 億円と一般会計の 22.9%を占め、金額的に重要な項目となっている。また、宮城県では平成 26 年 2 月において、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間を対象とした「みやぎ財政運営戦略」を策定し、財政の健全化と迅速かつ創造的な復興を目指している。この中では、「事務・事業の無駄の排除と徹底した効率化」に取り組むこととしており、歳出のうち金額的に重要な項目となっている補助金等を監査する意義は高いと考えられる。

さらに地方自治法において補助金は「公益上必要がある場合」(同法第 232 条の 2)に補助することができることとされており、支出時点の公益性の検討が必要である一方、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることは地方自治運営の基本原

則であることから(同法第 2 条第 14 項)、支出後の効果についても検証する必要があると考える。したがって、補助金に係る事務執行の合規性および経済性、効率性、有効性について監査する必要性を認識したため当該事件を監査対象として選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 主な監査手続

補助対象事業の概要や補助対象経費等を記載した調査票を入手し、監査対象とした補助金等の現状と課題を把握した。

当該予備調査の結果に基づき、「(2) 監査の着眼点」について経済性、効率性および有効性(3E)ならびに合規性の観点から検証を行った。検証に際しては、関連する資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行うとともに、現地調査を実施した。

(2) 監査着眼点

- ① 補助金の交付事務手続の関係法令等への準拠性
- ② 補助対象事業の必要性および補助金の合目的性
- ③ 補助対象事業の公益性
- ④ 補助金の額および算定方法の適正性
- ⑤ 補助金使用実績の把握とその適格性
- ⑥ 補助金支出効果の把握および評価の妥当性
- ⑦ その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

(3) 監査の結果および意見

① 監査の結果

合規性(法令、条例、規則、要綱及び社会通念上の適正性等への適合性)の見地からの監査手続結果の説明であり、問題がある場合に記載している。なお、監査の結果は、実施した手続の範囲内での結果であり、いかなる場合においても、対象業務または事業全体の妥当性等について述べるものではない。

② 監査の意見

監査を実施する過程において、組織運営の効率性、有効性、経済性といった見地から、包括外部監査人としての提言を記載している。

7. 外部監査の実施時期

平成 29 年 8 月 8 日から平成 30 年 3 月 12 日まで

8. 外部監査の補助者

公認会計士	只森 健一
公認会計士	齊藤 貴彰
公認会計士	佐藤 慎太郎
公認会計士	庄司 和友

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合があります。

II. 宮城県の補助金等の概要

1. 補助金等の定義

補助金等とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう(補助金等交付規則第2条第1項)。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 知事が指定する負担金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金(知事が指定するものを除く。)

なお、上記「(3)知事が指定する負担金」以外の負担金も今回の監査対象としている。

2. 補助費等の推移

県の一般会計当初予算において、補助金等が主として含まれる補助費等および歳出予算の平成28年度までの5年間の推移は以下のとおりとなっている。歳出予算は減少傾向にある一方で、補助費等は増加傾向にあり、歳出予算に占める補助費等の割合は22%を超えている。

(単位:億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助費等	2,753	2,738	2,874	3,230	3,149
歳出予算	16,823	15,213	14,580	14,259	13,744
補助費等割合	16.4%	18.0%	19.7%	22.7%	22.9%

(出所:性質別歳出一覧表(一般会計))

3. 補助金等の見直しに関する取組み

県では、平成11年の財政危機宣言以降、事務事業等の見直しによる補助金等の削減、投資的経費の抑制や定員適正化計画に基づく職員数の削減などに積極的に取り組み、財政再生団体への転落を回避しつつ、健全な財政運営を行ってきた。

また、宮城県震災復興計画(平成23年10月策定)に定めた再生期(平成26年度から平成29年度までの4年間)に合わせて、平成26年2月に「みやぎ財政運営戦略」を策定し、事務・事業の無駄の排除と徹底した効率化等に取り組むことで、財政の健全化と迅速かつ創造的な復興を目指しているところであり、歳出のうち金額的に重要な項目となっている補助金等も効率化等の対象となっている。

宮城県の実財政改革の取組について

財政危機宣言 (H11)			
絶え間ない行財政改革への取組	歳出構造改革等 (H11～H13)	515 億円	・事務事業見直し 199億円 ・投資的経費抑制 132億円 ・人件費削減 142億円 ・歳入の確保 42億円
	財政再建推進 プログラム (H14～H17)	988 億円	・行政のスリム化 114億円 ・事務事業見直し 540億円 ・財政健全化債 189億円 ・歳入の確保 145億円
	新・財政再建推進 プログラム (H18～H21)	3,038 億円	・行政のスリム化 442億円 ・事務事業見直し 975億円 ・公債費平準化 420億円 ・歳入の確保 1,201億円
	第3期財政再建推進 プログラム (H22～H25)	1,336 億円	・人件費の抑制 109億円 ・事務事業見直し 353億円 ・公債費平準化 50億円 ・歳入の確保 824億円
みやぎ財政運営戦略 (平成26年度～平成29年度)		・財政の健全化と持続可能な財政運営の実現 ・迅速かつ創造的な復興のための予算の重点配分の実現	

(出所:みやぎ財政運営戦略)

4. 補助金等の事務手続

県は、補助金等の事務手続を「補助金等交付規則」(昭和51年3月31日宮城県規則第36号)に定めている。補助金等交付規則に定められた補助金等の申請から交付までの流れは以下のとおりである。

(1) 補助金等の交付の申請(補助金等交付規則第3条)

補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 補助事業等の目的及び内容
- ③ 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- ④ その他知事が必要と認める事項

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 事業計画書
- ② 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- ③ 工事の施行にあつては実施設計書
- ④ その他知事が必要と認める書類

(2) 補助金等の交付の決定(補助金等交付規則第4条)

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めた

ときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。

(3) 決定の通知(補助金等交付規則第 6 条)

知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(4) 補助事業等の遂行等(補助金等交付規則第 9 条)

補助事業者等は、法令、条例及び規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用をすることのないようにさせなければならない。

(5) 状況報告、補助事業等の遂行等の命令(補助金等交付規則第 10 条、第 11 条)

知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(6) 実績報告(補助金等交付規則第 12 条)

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から 1 月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(7) 補助金等の額の確定等(補助金等交付規則第 13 条)

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(8) 補助金等の交付(補助金等交付規則第 15 条)

知事は、補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

5. 監査の対象とした補助金等

今回の監査では、県が財政の健全化と迅速かつ創造的な復興を目指して取り組んでいる「みやぎ財政運営戦略」の成果に着目すべく、平成 28 年度一般会計当初予算額 1 兆 3,744 億円の 22.9%を占める補助費等は一般会計歳出のうち金額的に重要な項目となっており、その多くを占める補助金等を監査対象とした。

県から入手した「平成 28 年度補助金等一覧」を基礎に、交付実績額の重要度を勘案し、補助金等交付実績額が 1 億円以上の 183 件のなかから、補助金等の名称、補助対象者、財源等を勘案して検討すべき課題等が見込まれるものを抽出した。さらに、1 億円未満であっても 1 億円以上により抽出された補助金等と同一名称のものを追加し、下記 67 件を今回の監査対象として選定し、所管課室に調査票を配布して補助事業の概要や補助対象経費等の回答を求めた。調査票の回答結果は、各補助金等の説明資料として掲載している。

(単位:千円)

No.	部局名	課室名	補助金等名称	平成 28 年度 実績額
1	総務部	私学文書課	私立学校運営費補助	10,608,595
2	総務部	私学文書課	私立学校教育改革推進特別経費補助	343,173
3	総務部	私学文書課	私立高等学校授業料軽減事業補助	143,926
4	総務部	私学文書課	私立学校教職員共済補助	147,962
5	総務部	私学文書課	私学退職金社団退職手当資金給付事業 補助	188,465
6	総務部	私学文書課	私立高等学校等就学支援補助	2,602,255
7	総務部	市町村課	宝くじ販売収益金交付金	742,860

No.	部局名	課室名	補助金等名称	平成 28 年度 実績額
8	震災復興・ 企画部	震災復興・企 画総務課	宮城県原子力立地給付金交付事業補助 金	961,773
9	震災復興・ 企画部	震災復興・企 画総務課	宮城県電源立地地域対策交付金	234,075
10	震災復興・ 企画部	地域復興支 援課	市町村振興総合補助金	639,519
11	環境生活部	環境政策課	みやぎ産業廃棄物3R 等推進設備整備 事業費補助金	167,753
12	環境生活部	環境政策課	省エネルギー・コスト削減実践支援事業 補助金	146,250
13	環境生活部	環境政策課	環境創造基金市町村支援事業交付金	299,917
14	環境生活部	再生可能エ ネルギー室	スマートエネルギー住宅普及促進事業補 助金	202,580
15	環境生活部	再生可能エ ネルギー室	水素ステーション整備事業費補助金	379,688
16	保健福祉部	医療政策課	大崎市民病院救命救急センター運営費 補助金	120,000
17	保健福祉部	医療政策課	ドクターヘリ導入促進事業補助金	144,315
18	保健福祉部	医療政策課	地域の中核的な病院整備推進事業補助 金	210,000
19	保健福祉部	医療政策課	医療施設耐震化臨時特例基金補助金	1,191,630
20	保健福祉部	医療人材対 策室	自治医科大学運営費負担金	134,000
21	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子ども・子育て支援交付金	1,731,925
22	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特 別対策事業費補助金	492,735
23	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特 別対策事業費補助金	595,420
24	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特 別対策事業費補助金	60,640
25	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特 別対策事業費補助金	407,997

No.	部局名	課室名	補助金等名称	平成 28 年度 実績額
26	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特 別対策事業費補助金	147,380
27	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特 別対策事業費補助金	63,999
28	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特 別対策事業費補助金	195,514
29	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県施設型給付費等補助金	220,849
30	保健福祉部	子育て支援 課	母子・父子家庭医療費助成事業補助金	207,160
31	保健福祉部	子育て支援 課	平成 28 年度宮城県子どものための教 育・保育給付費県費負担金	3,939,141
32	保健福祉部	子育て支援 課	宮城県子どものための教育・保育給付費 県費負担金	1,084,150
33	保健福祉部	障害福祉課	市町村地域生活支援事業費補助	294,362
34	保健福祉部	障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助	130,045
35	保健福祉部	障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助	187,434
36	保健福祉部	障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助(民間移譲 対策費)	819,150
37	保健福祉部	障害福祉課	心身障害者医療費助成事業	1,866,705
38	保健福祉部	障害福祉課	障害者自立支援給付費負担金	7,715,553
39	保健福祉部	障害福祉課	自立支援医療(更生医療)給付費負担金	683,297
40	保健福祉部	障害福祉課	障害者自立支援給付費負担金(児)	121,741
41	保健福祉部	障害福祉課	障害児通所給付費負担金	1,054,979
42	経済商工観 光部	産業立地推 進課	みやぎ企業立地奨励金	2,356,420
43	経済商工観 光部	産業立地推 進課	原子力発電施設等周辺地域企業立地支 援事業費補助金	559,318
44	経済商工観 光部	商工金融課	宮城県貨物運輸振興事業費補助金	516,200
45	経済商工観 光部	中小企業支 援室	中小企業経営資源強化対策費補助金	176,721
No.	部局名	課室名	補助金等名称	平成 28 年度

				実績額
46	経済商工観光部	商工金融課	中小企業連携組織対策事業費補助金	150,836
47	経済商工観光部	商工金融課	小規模事業経営支援事業費補助金	1,878,974
48	農林水産部	農業振興課	経営体育成支援事業	158,202
49	農林水産部	農業振興課	新規就農者確保事業(準備型)	49,750
50	農林水産部	農業振興課	新規就農者確保事業(経営開始型)	188,533
51	農林水産部	農業振興課	農地中間管理事業費	147,276
52	農林水産部	農業振興課	担い手確保・経営強化支援事業	405,446
53	農林水産部	農業振興課	機構集積協力金交付事業	795,653
54	農林水産部	農産園芸環境課	産地パワーアップ事業	322,743
55	農林水産部	農産園芸環境課	環境保全型農業直接支援対策事業	139,093
56	農林水産部	農産園芸環境課	宮城県経営所得安定対策等推進事業	235,375
57	農林水産部	農村振興課	多面的機能支払交付金(多面的機能支払事業費)	2,071,654
58	農林水産部	農村整備課	農業経営高度化支援事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業)	328,462
59	農林水産部	農村整備課	農業経営高度化支援事業(農業競争力強化基盤整備事業)	32,248
60	農林水産部	農村整備課	農業経営高度化支援事業(農業競争力強化基盤整備事業)	3,260
61	農林水産部	林業振興課	県産材利用エコ住宅普及促進事業	129,062
62	農林水産部	林業振興課	県産材利用エコ住宅普及促進事業	207,000
63	農林水産部	林業振興課	県産材利用エコ住宅普及促進事業	7,985
64	農林水産部	林業振興課	合板・製材生産性強化対策事業	1,124,050
65	農林水産部	森林整備課	温暖化防止森林づくり推進事業補助金	38,266
66	農林水産部	森林整備課	温暖化防止森林づくり推進事業補助金	154,828
67	土木部	都市計画課	仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する平成27年度費用負担協定書に基づく負担金	254,024

Ⅲ. 監査の結果および意見(総論)

1. 交付要綱のホームページへの掲載の徹底(結果)

県では平成 18 年度において補助金等をテーマとした包括外部監査が実施され、多くの監査の結果および意見を受けた。これに対して、県は自己点検を実施し、補助金交付手続の見直しを行い、平成 20 年 2 月に「補助金交付手続きの改善方針」(以下、「改善方針」という。)を改定し、総務部長から各部局長宛に通知している。

補助金交付要綱に関する県の改善方針の内容は次のとおりである。

I 補助金交付要綱に関する改善方針

◎改善方針の考え方

包括外部監査により補助金算出の基礎となる対象経費及び算出基準等の明確化を指摘されていることに鑑み、補助金交付要綱による対象経費・算出基準等の文書化・明確化が不可欠であることから、現在、交付要綱の制定を不要としている定額補助金についても補助金交付要綱を制定すべきと考えられる。

◎改善方針

定額補助金についても補助金交付要綱を策定し、全ての補助金について、交付要綱を設ける。

～(中略)～

* 補助金交付要綱を策定している場合には、情報公開の促進と利便性向上のために、各課(室)ホームページに掲載～(中略)～すること。

今回監査対象とした補助金等について、交付要綱は 2 件の負担金を除き全て作成されており、作成されていない 2 件のうち、「20. 自治医科大学運営費負担金」は、全国知事会で定められた負担金を毎年拠出するものなので交付要綱を作成する必要性は乏しい。「67. 仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する平成 27 年度費用負担協定書に基づく負担金」も、個別の会社との 1 件の取引に関するもので負担金に関する事項は協定書で定められているので、交付要綱を作成する必要性は乏しい。このため、交付要綱を作成すべき補助金等については全て交付要綱が作成されていたと考えられる。

他方、交付要綱を各課(室)ホームページに掲載する件は、補助対象事業者が限定されていて当該補助対象事業者に個別提示しているなどホームページに掲載していなくても実害のないケースを除き、掲載していないものが後掲の一覧表のとおり 5 件あった。補助金制度の存在を知らずに補助金の交付を受ける機会を失う者がでないようにし、補助金の交付申請機会の公平性を担保するためには、補助金制度の内容を広く県内に周知する必要がある。

県は改善方針に従い、情報公開の促進と利便性向上のために交付要綱のホームページへの掲載を徹底する必要がある。

2. 概算払の理由の明確化および県担当者への周知徹底(結果)

県は改善方針において、補助金の概算払のあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

Ⅱ 補助金の概算払に関する改善方針

◎改善方針の考え方

包括外部監査により概算払の理由の明確化等を指摘されていること及び概算払は補助金等交付規則上はあくまで例外的取扱いとされていることに鑑み、各補助金の概算払制度の必要性等について再検証した上、概算払の根拠及び理由を明確化する必要があると考えられる。

◎改善方針

概算払を行う際、補助事業者に対して、原則として概算払請求書等に概算払が必要な理由を記載させ、概算払の理由を明確にする。

* 概算払は例外的な支払方法であり、また、概算払の理由の明確化及びその確認作業は、会計課においても各課(室)に求めていることから、概算払を行う具体的な理由を明確にすることは、適正な補助金の支出に不可欠なものと考えられる。

○具体的な理由の記載例

- ・運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営には概算払が不可欠のため。
- ・補助対象事業について計画の大幅な変更が生じ、概算払による早急な補助金の交付が必要なため。
- * 「事業の遂行上概算払が必要」等の抽象的な理由ではなく、できるだけ具体的な理由を記載させること。

○個別事情に応じた対応

- ・概算払請求書等に理由を記載させるほか、概算払の理由書等を別紙により提出させる処理等も可能とする。
- ・形式的に概算払の必要な理由を記載させるのみならず、概算払の必要性について、十分検討すること。
- ・概算払の時期・回数については、補助対象者の支出実態と交付事務の効率性を勘案し、適正と考えられる回数で交付すること。
- ・必要に応じて概算払請求書等への理由を記載させる補助金については、ヒアリングを実施する具体的なケースを整理すること。
- * 概算払請求書等への理由記載の実施を補完する方策としては、
 - ・概算払請求書等に概算払が必要な理由の記載欄を設ける
 - ・概算払を行う際は、起案文書に概算払を実施する理由を明記する

等が考えられるが、これらを併せて行うことにより概算払の理由の明確化を図ることが望ましい。

後掲の一覧表のとおり、概算払請求書に概算払の理由が記載されていないケースや「事業の遂行上概算払が必要」等の抽象的な理由が記載されているケースが多く見受けられた。監査において県担当者にヒアリングしたが、概算払が例外的なものとの認識が全く感じられない担当者が多い印象であった。

改善方針に記載されているとおり、概算払は補助金等交付規則上はあくまで例外的取扱いとされていることに鑑み、県は各補助金の概算払制度の必要性等について再検証した上、概算払の根拠および理由を明確化する必要がある。また、この考え方を県担当者へ周知徹底する必要がある。

3. 補助申請時におけるヒアリングの徹底(結果)

県は改善方針において、補助対象経費等の補助申請内容確認時に実施するヒアリングのあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

Ⅲ補助対象経費等の補助申請内容確認に関する改善方針

◎改善方針の考え方

包括外部監査により、補助対象経費の見積もり精査が不十分なため当初計画額と実績額との間に大幅な乖離が生じており、また、補助金支出による補助効果の把握・確認が十分に行われていない等の指摘を受けたことに鑑み、補助申請内容の確認のあり方について再検証した上、補助金の有効活用の観点から、対象経費見積もり等の確認の精緻化及び明確な補助効果指標の設定による補助効果の把握を行うことが必要なものと考えられる。

◎改善方針

1. 対象経費見積もり等の補助申請内容の確認を精緻化する観点から、書類上の審査のみならず、原則として補助対象者からのヒアリング(対面ヒアリング)を実施する。

* 補助申請時の補助対象事業者からのヒアリングは申請内容の確認に不可欠なものであり、原則として審査時に必ず行う必要がある。

○個別事情に応じた対応

- ・市町村等への間接補助については、市町村等がヒアリングを行う場合にも、県費を支出していることに鑑み、県も同席するなどして、必要に応じてヒアリングを行うこと。同席しない場合は、市町村等に対して補助対象者からヒアリングを実施するように指導し、県においてヒアリング実施状況を確認すること。
- ・時間的問題等から対面ヒアリングが困難な場合であっても、電話によるヒアリング等を実施の上、対象経費見積もり等の精査を十分に行うこと。
- ・必要に応じてヒアリングを実施する補助金については、ヒアリングを実施する具体的ケー

スを整理すること。

○特にヒアリングの実施が不可欠であると考えられる場合

- ・補助申請初年度
 - ・前年度等において、補助申請時の計画額と実績額に大きな乖離が認められる場合
 - ・補助対象者が資金圧迫等を理由に概算払を求めている場合
 - ・前年度等と比較して、事業内容・補助申請額等が大幅に異なっている場合
 - ・事業継承・営業譲渡等により、補助対象者の組織・事業内容の変更があった場合
 - ・その他、対象経費見積もり等補助申請内容の十分な確認が必要と考えられる場合
- *上記に該当しない場合であっても、補助事業の内容を的確に把握する意味から、補助申請審査の都度、補助対象事業者からのヒアリングを実施することがのぞましい。

後掲の一覧表のとおり、補助申請時に補助対象事業者からヒアリングを実施していない事例が多く見受けられた。

改善方針に記載されているとおり、補助申請内容の確認を精緻化する観点から、県は原則として補助申請時に補助対象事業者からヒアリングを実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外としてヒアリングを実施しない場合には、ヒアリングを実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。

4. 補助申請時における現地調査の徹底(結果)

県は改善方針において、補助対象経費等の補助申請内容確認時に実施する現地調査のあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

2. 対象経費見積もり等の補助申請内容の確認を精緻化する観点から、原則として書類上の審査に加え、現地調査(補助対象者の事業所・補助対象施設等の調査)を実施する。

*各補助金について、補助申請の都度の現地調査又は前年同様の補助申請の場合の現地調査までを強制するものではなく、個別事情に応じ、適切な時期・頻度での現地調査を実施することが望ましい。

○個別事情に応じた対応

- ・補助金の性質上又は時間的問題から現地調査が困難又は不要と考えられる場合であっても、現地調査を実施しない理由を整理し、また、写真確認等を実施すること等により、対象経費見積もり等の精査を十分行うこと。
- ・間接的な補助の場合は、経由団体に対して現地調査を実施するよう指導し、県において現地調査の実施状況を確認すること。
- ・必要に応じて現地調査を実施する補助金については、現地調査を実施する具体的ケースを整理すること。

○特に現地調査を実施する必要があると考えられる場合

＊1. の「特にヒアリングの実施が不可欠であると考えられる場合」と同様。

後掲の一覧表のとおり、補助申請時等に補助対象事業者の事業所・補助対象施設等の現地調査を実施していない事例が見受けられた。

改善方針に記載されているとおり、補助申請内容の確認を精緻化する観点から、県は補助申請時等に現地調査を実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外として現地調査を実施しない場合には、現地調査を実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。

5. 補助効果指標の設定の徹底(結果)

県は改善方針において、補助対象経費等の補助申請内容確認時に実施する補助効果指標の設定のあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

3. 補助金支出における費用対効果を重視する観点から、原則として補助効果の指標を調査・設定し、補助金交付による具体的な効果を把握する。

＊現在、事業効果の把握方法の一つとして指標を用いている補助金もあるが、直接的な補助の効果を示す指標がない場合であっても、間接的・部分的な補助の効果を示す指標等を設定し、補助効果の明確化を図ることにより、補助金支出要否の判断や次年度以降の支出額積算等の根拠として活用する。

○具体的な補助効果の指標

補助を実施したことにより、補助目的が達成又は推進されたことを定量的に示す指標を設定する。

＊指標の例

- ・補助対象物件の価格・数量・売上高
- ・補助対象施設の設置・設立数
- ・補助対象事業への加入者数
- ・補助対象事業者の経営状況
- ・補助対象施設・イベントへの参加・入場者数
- ・補助対象作物の作付面積
- ・補助対象疾病の発生率
- ・補助対象事業の研究・開発成果数

○個別事情に応じた対応

- ・直接の補助効果が把握困難であっても、間接的・部分的な補助効果を示すと考えられる指標を調査・把握し、できるだけ補助効果の明確化を図ること。
- ・補助金によっては、政策評価指標を補助効果指標と捉えることが可能な場合も考えられることから、指標の設定については、補助事業に関するできるだけ多くのデータを調査

すること。

- ・補助効果を把握できる定量的な指標が存在しない補助金については、公金支出の費用対効果が重要視される現状において、補助効果が明確に把握できないにもかかわらず、補助を実施・継続する合理的理由を整理すること。

後掲の一覧表のとおり、補助効果指標が設定されていない事例が多く見受けられた。

改善方針に記載されているとおり、費用対効果を重視する観点から、県は補助効果指標を設定することを徹底する必要があるとあり、補助効果を把握できる定量的な指標が存在しない補助金については、公金支出の費用対効果が重要視される現状において、補助効果が明確に把握できないにもかかわらず、補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

6. 実績確認時におけるヒアリングの徹底(結果)

県は改善方針において、補助対象経費等の実績確認時に実施するヒアリングのあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

IV補助対象経費等の実績確認に関する改善方針

◎改善方針の考え方

包括外部監査により、補助対象経費等の実績確認手段としての成果物の写真確認及び補助対象事業に係る支出を証明する証憑書類等の確認が十分に行われていない、また、実績確認の内容が記録化されず、実質的な支出のチェックが行われていない等の指摘を受けたことに鑑み、補助申請経費等の実績確認のあり方について再検証した上、補助金の使途の適正化を確保する観点から、実績確認の精緻化を行うことが必要なものと考えられる。

◎改善方針

1. 補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、書類上の審査のみならず、原則として補助対象者からのヒアリング(対面ヒアリング)を実施する。

○個別事情に応じた対応

- ・時間的問題等から対面ヒアリングが困難な場合であっても、電話によるヒアリング等を実施の上、対象経費の支出実績確認を十分行うこと。
- ・市町村等への間接補助については、市町村等がヒアリングを行う場合にも、県費を支出していることに鑑み、県も同席するなどして、必要に応じてヒアリングを行うこと。同席しない場合は、市町村等に対して補助対象者からヒアリングを実施するように指導し、県においてヒアリング実施状況を確認すること。
- ・必要に応じてヒアリングを実施する補助金については、ヒアリングを実施する具体的ケースを整理すること。

○特にヒアリングの実施が不可欠であると考えられる場合

- ・申請初年度
 - ・補助申請時の計画額と実績額に大きな乖離が認められる場合
 - ・資金圧迫等を理由に概算払を求めている場合
 - ・前年度等と比較して、事業内容・補助申請額等が大幅に異なっている場合
 - ・事業継承・営業譲渡等により、補助対象者の組織・事業内容の変更があった場合
 - ・その他、支出実績の十分な確認が必要と考えられる場合
- *上記に該当しない場合であっても、実績確認の都度、補助対象事業者からのヒアリングを実施することがのぞましい。

後掲の一覧表のとおり、実績確認時に補助対象事業者からヒアリングを実施していない事例が多く見受けられた。

改善方針に記載されているとおり、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、県は実績確認時に補助対象事業者からヒアリングを実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外としてヒアリングを実施しない場合には、ヒアリングを実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。

7. 実績確認時における写真確認の徹底(結果)

県は改善方針において、補助対象経費等の実績確認時に実施する写真確認のあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

2. 補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る成果物・執行状況等の写真確認を実施する。

*運営費補助などの成果物等が確認できない場合がある補助金について、写真確認を強制するものではないが、補助金の執行状況の写真確認を実施するなど補助金の性質等の個別事情に応じた対応を行うこと。

○個別事情に応じた対応

- ・成果物等が確認できない補助金については、補助金の執行状況の写真確認を実施するなど補助金の性質等の個別事情に応じた対応を行うこと。
- ・金融機関等を経由した利子補給金等の補助においては、利子補給の対象となった各事業に係る成果物等の写真確認を実施することがのぞましい。
- ・間接的な補助の場合は、経由団体に対して成果物・執行状況等の写真確認を実施するよう指導し、県において写真確認の状況を確認すること。
- ・必要に応じて写真確認を実施する補助金については、写真確認を実施する具体的ケースを整理すること。

○特に成果物・執行状況等の写真確認が不可欠であると考えられる場合

*1. の「特にヒアリングの実施が不可欠であると考えられる場合」と同様。

後掲の一覧表のとおり、実績確認時に補助対象事業に係る成果物・執行状況等の写真確認を実施していない事例が見受けられた。

改善方針に記載されているとおり、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、県は実績確認時に写真確認を実施することを徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外として写真確認を実施しない場合には、写真確認を実施しない理由を整理し、文書化する必要がある。

8. 実績確認時における証憑書類の検証の徹底(結果)

県は改善方針において、補助対象経費等の実績確認時に実施する証憑書類の検証のあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

3. 補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収書・帳簿等)の確認を実施する。

*補助対象事業に係る証憑書類等の確認は、補助対象事業の実績内容確認において不可欠なものであり、実績確認時に必ず行う必要がある。

○具体的な実績確認

- 支出の事実を証する一連の書類(見積書、請求書、領収書等)は、原本を確認すること。
- 領収書は、補助事業者等の名称が記載され、領収印があるか、また日付の記入漏れはないか等を確認すること。
- 領収書については、支出の事実を確認するため、一定金額以上のものなどを、発行元に文書により照会して確認すること。
- 必要に応じて、補助事業実施中に抜き打ちによる不定期の立入検査を実施し、証憑書類等の確認を行うこと。
- 書類偽造による架空受講や事業主の名義貸し等の不正を防止するため、必要に応じて抽出による事業主等への派遣の有無などの実態調査を行うこと。

○個別事情に応じた対応

- 実績が確認できる書類(例:パンフレット、プログラム等の印刷物)は、原則として現物確認を行うこととし、必要に応じて実績確認書に添付させること。
- 当該補助により開催される事業(講演会、イベント等)が実施される場合は、必要に応じて出席または写真確認を行うなど、参加人数、形態等について確認すること。
- 金融機関等を経由した利子補給金等の補助においては、利子補給の対象となった各事業に係る証憑書類等の確認を実施することがのぞましい。
- 間接的な補助の場合は、経由団体に対して、証憑書類等の確認を実施するよう指導

し、県において領収書等の確認の状況をチェックすること。

- ・必要に応じて証憑書類等を確認する補助金については、確認を実施する具体的ケースを整理すること。

○特に証憑書類等の確認が不可欠であると考えられる場合

1. の「特にヒアリングの実施が不可欠であると考えられる場合」と同様。

後掲の一覧表のとおり、実績確認時に補助対象事業にかかわる証憑書類の検証を実施していない事例が見受けられた。

いずれも市町村への間接補助のケースであるが、このような場合であっても改善方針に記載されているとおり、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、県は市町村に対して証憑書類の確認を実施するよう指導し、市町村の証憑書類の確認状況を検証する必要がある。

9. チェックリストの作成の徹底(結果)

県は改善方針において、補助対象経費等の実績確認時に実施するチェックリストの作成のあり方についても、あるべき方針を定めており、その内容は次のとおりである。

4. 原則として補助事業実績確認用チェックリストを作成し、確認内容の記録化を実施する。

*チェックリストの作成については、別紙基本様式及び記載例を参考にすることとし、具体的な取扱いについては、実績報告の復命書類等に添付することが望ましい。

○チェックリストの内容

補助対象者からの実績報告内容の確認項目等を列挙したもの

○チェックリストに記載すべき項目

- ・補助事業名・内容
- ・補助対象者
- ・補助限度額、限度率
- ・補助対象経費と補助対象外経費の計画・実績状況
- ・実績の当初計画額に対する乖離状況
- ・内示から交付決定、実績報告までの日付・経緯
- ・補助金支払状況(概算払の有無等)
- ・補助効果指標
- ・ヒアリング、現地確認等の有無
- ・証憑書類等確認の有無

○個別事情に応じた対応

- ・別紙基本様式及び記載例は一般的な確認事項を列挙したものであり、各補助金の性

質に合った実効性のあるチェックリストを作成すること。

- チェックリストを使用した実績確認が困難と考える補助金については、チェックリストを使用しない理由を整理すること。
- すでにチェックリストを作成している場合でも、別紙基本様式を参考に確認項目を追加するなどしてチェックリストの内容改善を行うこと。
- 別紙基本様式及び記載例中、「4 補助事業の総事業費及び補助対象経費等」、「5 補助事業費に係る計画・変更・実績の状況」、「6 補助対象経費に係る計画・変更・実績の状況」、「8 補助効果指標の有無及び補助効果」、「9 現地確認及び写真確認の状況」、「10 証憑書類等の確認」は必ずチェックリストの確認項目に盛り込むこと。

後掲の一覧表のとおり、チェックリストを作成し、確認内容の記録化が実施されていない事例が多く見受けられた。

補助金に関する財務事務を効率的・効果的に実施することを担保するため、改善方針に記載されているとおり、県はチェックリストを作成し、確認内容の記録化を徹底する必要がある。なお、個々の補助金等の事情により、例外としてチェックリストを使用しない場合には、チェックリストを使用しない理由を整理し、文書化する必要がある。

10. 改善方針の周知徹底方法の見直し(意見)

改善方針の順守状況に関して県担当者にヒアリングしたが、改善方針の存在自体を認識していない担当者が多い印象であった。このような状況であるが故に、後掲の「改善方針の順守状況の一覧表」のように、改善方針の順守状況は低いと言わざるを得ない状況であった。

周知徹底できていない原因の1つとして、改善方針が県のイントラネットの総務部行政経営推進課のフォルダ内のみ保存されていることが考えられる。平成20年に改善方針が策定された時点では補助金担当者へ広く周知されたものと思われるが、その後、補助金担当者は人事異動で数年毎に交代しており、担当者間で改善方針の存在が引継がれない場合には、新担当者には改善方針の存在自体が認識されない状況となることは想像に難くない。イントラネットで「補助金」というキーワードで検索すると、改善方針以外にも多くの情報がヒットするので、改善方針はその中に埋没して新担当者が見つめることは困難と思われる。

改善方針の存在を補助金担当者に周知徹底できるような体制を整備する具体的な改善策としては、例えば県のイントラネットには組織別フォルダの他に業務別フォルダもあり、こちらに補助金のフォルダを作成し、その中に新担当者が補助金の財務事務に関して順守しなければならない規則やマニュアルを纏めて保存しておくことが考えられる。

11. 運営費補助から事業費補助への転換の推進(結果)

地方自治体が補助金を交付する場合、補助対象事業を特定し、特定した事業を行うために要した事業費を補助対象経費とするのが通常であるが、中には補助対象事業者の団体として

の運営費を補助対象経費とするケースがある。運営費を補助対象経費とした場合、団体の人件費や事務費などの一般管理的な経費の全てが補助対象となり、事業費補助と比較して補助金の効果や必要性の検証が曖昧になってしまうと考えられる。

このようなことから、県では平成 28 年度当初予算要求要領において、「各種団体への運営費補助は可能な限り廃止するものとし、やむを得ない場合でも明確な事業計画に基づく事業費補助への転換を図ること。」としており、この取扱いは平成 14 年度に定められている。

このような状況下において、今回監査対象とした 67 件中、下記の 6 件、つまり対象とした 1 割近くが運営費補助であった。これらはいずれも補助事業が開始されてから 10 年以上が経過しており、長期間に亘り、運営費を補助しているものである。財源に国からの補助金が含まれているものなど、事業費補助への転換に困難な面があることは否めないが、県は予算要求要領に従い、可能な限り事業費補助への転換を図る必要がある。

No.	補助金等名称	補助対象事業者	補助開始時期	財源
1	私立学校運営費補助	学校法人	昭和 57 年度	国 15% 県 85%
2	私立学校教育改革推進特別経費補助	学校法人	平成 7 年度	国 50% 県 50%
16	大崎市民病院救命救急センター運営費補助金	大崎市	平成 6 年度	県
45	中小企業経営資源強化対策費補助金	公益財団法人みやぎ産業振興機構	平成 15 年度	県
46	中小企業連携組織対策事業費補助金	宮城県中小企業団体中央会	昭和 45 年度	県
47	小規模事業経営支援事業費補助金	商工会, 商工会議所, 商工会連合会	昭和 45 年度	県

12. 終期設定および必要性の見直しの徹底(結果)

補助金は一旦交付されると、その必要性が深く検討されずに交付が継続され易い側面があることが否めない。補助事業の目標達成への努力を促進するため、また、補助事業の効果測定や必要性の見直しの区切りとするため、補助金の終期を設定することは重要と考えられる。

このようなことから、県では平成 28 年度当初予算要求要領において、「新規事業については、必ず終期年度を設定すること(原則 3 年、最長 5 年まで)。また、その他の事業についても、目標達成年次等を勘案してあらかじめ終期年度を設定し、従来設定していたものについても再検証すること。」としており、この取扱いは平成 11 年度に定められている。

このような状況下において、今回監査対象とした 67 件中 45 件、つまり対象とした 7 割近くが終期設定されていなかった。予算要求は担当部課が作成した予算要求調書に基づいて行わ

れ、総務部財政課が当該補助金の必要性や補助金額などの査定を行っており、予算要求調書には終期設定年度を記載する欄が設けられている。しかし、毎年度経常的に支出を必要とする事業や国の補助目的に基づいて交付を行う事業などにおいては、必ずしも終期設定が徹底されておらず、このことが、7割近い終期末設定という状況に表れていると考えられる。このような状況では、予算要求要領の規定は形骸化していると言わざるを得ない。

県は予算要求要領に従い、終期の設定および終期が到来したものについて必要性の見直しを徹底する必要がある。

13. 消費税および地方消費税の仕入税額控除の積極確認(意見)

補助対象事業者が営利企業のような消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の課税事業者の場合、経費支払時に発生した消費税等は、売上に係る消費税等から控除して消費税等を納付するため、企業が自己負担しないこととなる。このため、補助対象事業者が営利企業の場合、県は消費税等を除いた税抜きの金額を補助対象経費としている。

他方、公益法人や社会福祉法人等のように、補助対象事業者が営利企業でない場合、県は多くのケースで消費税等を含めた税込み金額を補助対象経費としつつ、仕入税額控除を受けた場合には補助対象経費のうち控除された消費税等の金額を県に報告の上、控除された消費税等に相当する補助金を県に返還することとしている。これは、補助対象事業者が営利企業でない場合、課税売上の金額や割合等の状況によって消費税等の仕入税額控除を受ける場合と受けない場合があるためである。

しかし、このような県のやり方では、営利企業でない補助対象事業者が仕入税額控除を受けたにもかかわらず県への報告をしなかった場合には、県ではその事実を知りえず、結果的に補助金を過大支給してしまうことになりかねない。

このような事態となることを防止するため、消費税等の税込み金額を補助対象経費とした場合には、現在のように仕入税額控除を受けた場合に県に報告するのではなく、受けたか否かにかかわらず、仕入税額控除を受けたかどうかについて事後的に必ず県に報告する仕組みとする必要があると考えられる。このことは市町村等への間接補助の場合も同様で、税込み金額で補助した場合には、最終的な補助対象事業者が仕入税額控除を受けたかどうかについて市町村から県に報告する仕組みとする必要があると考えられる。また、その前提として、補助対象事業者から市町村に対して、その事実を報告する体制とするように県は市町村に要請する必要がある。

14. 改善方針の記載内容の充実化(意見)

上記「1. 交付要綱のホームページへの掲載の徹底」から「9. チェックリストの作成の徹底」の9項目は改善方針の順守状況に関するものであるが、「11. 運営費補助から事業費補助への転換の推進」「12. 終期設定および必要性の見直しの徹底」「13. 消費税および地方消費税の仕入税額控除の積極確認」に関する事項は、改善方針には記載されていない。他にも、以下

の補助金に関する事項は平成 28 年度当初予算要求要領には記載されているが、改善方針には記載されていない。

- ✓ 国庫補助事業であっても当該事業の本県における必要性、事業効果等を十分に検討し、緊急性かつ行政効果の高いものに限り受け入れること。
- ✓ 県単独補助金については、補助率が 50%を超える高率補助金や既に補助目的を達成したもの、1 件 500 千円未満の零細補助金等の廃止・縮小等を進めるなど、整理合理化を一層推進すること。

改善方針は平成 20 年に改定されて以降、見直しが行われていないが、これらの事項を含め、記載内容の更なる充実化を進める必要があると考える。

<改善方針の順守状況の一覧表>

No.	補助金等名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	私立学校運営費補助				×		×	×			×
2	私立学校教育改革推進特別経費補助				×		×	×			×
3	私立高等学校授業料軽減事業補助				×	×	×	×			×
4	私立学校教職員共済補助				×		×	×			×
5	私学退職金社団退職手当資金給付事業補助				×		×	×			×
6	私立高等学校等就学支援補助				×		×	×			×
7	宝くじ販売収益金交付金					×	×		×	×	×
8	宮城県原子力立地給付金交付事業補助金										
9	宮城県電源立地地域対策交付金										
10	市町村振興総合補助金										
11	みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業費補助金				×			×			×
12	省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金										
13	環境創造基金市町村支援事業交付金				×			×			×
14	スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金				×	×		×			
15	水素ステーション整備事業費補助金						×				
16	大崎市民病院救命救急センター運営費補助金						×				

No.	補助金等名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
17	ドクターヘリ導入促進事業補助金						×				
18	地域の中核的な病院整備推進事業補助金										
19	医療施設耐震化臨時特例基金補助金										
20	自治医科大学運営費負担金										
21	宮城県子ども・子育て支援交付金			×	×		×	×	×	×	×
22	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金										×
23	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金										×
24	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金										×
25	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金										×
26	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金										×
27	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金										×
28	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金										×
29	宮城県施設型給付費等補助金			×	×		×	×	×	×	
30	母子・父子家庭医療費助成事業補助金				×	×	×	×		×	×
31	平成28年度宮城県子どものための教育・保育給付費県費負担金			×	×		×	×	×	×	
32	宮城県子どものための教育・保育給付費県費負担金			×	×		×	×	×	×	
33	市町村地域生活支援事業費補助			×	×	×	×	×	×	×	×
34	障害者福祉施設整備費補助					×	×				×
35	障害者福祉施設整備費補助					×	×				×
36	障害者福祉施設整備費補助(民間移譲対策費)			×	×		×				×

No.	補助金等名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
37	心身障害者医療費助成事業						×				×
38	障害者自立支援給付費負担金			×			×				×
39	自立支援医療(更生医療)給付費負担金			×			×				×
40	障害者自立支援給付費負担金(児)			×			×				×
41	障害児通所給付費負担金			×			×				×
42	みやぎ企業立地奨励金										
43	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金			×	×						
44	宮城県貨物運輸振興事業費補助金			×			×				
45	中小企業経営資源強化対策費補助金			×	×						
46	中小企業連携組織対策事業費補助金			×							×
47	小規模事業経営支援事業費補助金		×								×
48	経営体育成支援事業		×	×							
49	新規就農者確保事業(準備型)			×							
50	新規就農者確保事業(経営開始型)			×							
51	農地中間管理事業費			×							×
52	担い手確保・経営強化支援事業		×	×							
53	機構集積協力金交付事業		×	×							
54	産地パワーアップ事業			×							×
55	環境保全型農業直接支援対策事業										×
56	宮城県経営所得安定対策等推進事業						×				×
57	多面的機能支払交付金(多面的機能支払事業費)			×	×		×				×
58	農業経営高度化支援事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業)			×			×				
59	農業経営高度化支援事業(農業競争力強化基盤整備事業)			×			×				
60	農業経営高度化支援事業(農業競争力強化基盤整備事業)			×			×				
61	県産材利用エコ住宅普及促進事業										
62	県産材利用エコ住宅普及促進事業										

No.	補助金等名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
63	県産材利用エコ住宅普及促進事業										
64	合板・製材生産性強化対策事業		×	×							
65	温暖化防止森林づくり推進事業補助金			×							
66	温暖化防止森林づくり推進事業補助金			×							
67	仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する平成 27 年度費用負担協定書に基づく負担金										

(注 1) 改善方針の以下の項目について順守していないものに「×」を記している。

- A: I 補助金交付要綱に関する改善方針(交付要綱の作成)
- B: I 補助金交付要綱に関する改善方針(交付要綱のホームページへの掲載)
- C: II 補助金の概算払に関する改善方針(概算払の理由の明確化)
- D: III 補助対象経費等の補助申請内容確認に関する改善方針(1. ヒアリングの実施)
- E: III 補助対象経費等の補助申請内容確認に関する改善方針(2. 現地調査の実施)
- F: III 補助対象経費等の補助申請内容確認に関する改善方針(3. 補助効果指標の設定)
- G: IV 補助対象経費等の実績確認に関する改善方針(1. ヒアリングの実施)
- H: IV 補助対象経費等の実績確認に関する改善方針(2. 写真確認の実施)
- I: IV 補助対象経費等の実績確認に関する改善方針(3. 証憑書類等の確認の実施)
- J: IV 補助対象経費等の実績確認に関する改善方針(4. チェックリストの作成)

(注 2) No.20,31,32,38～41,67 の 8 件の負担金は補助金等交付規則の適用対象として知事が指定した負担金ではないため改善方針の適用対象ではないが、知事が指定した負担金に準じて改善方針を準用した場合の状況を記載している。

IV. 監査の結果および意見(各論)

1. 私立学校運営費補助

補助金等の名称	私立学校運営費補助				
所管部課	総務部私学文書課				
事業開始年度	昭和 57 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	教育条件の維持・向上, 修学上の経済的負担軽減				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	私立学校運営費補助金交付要綱				
主な補助対象者	学校法人立小,中,中等,高,幼				
補助金等の分類	団体運営費補助				
補助対象経費	人件費, 教育研究経費, 管理経費, 設備費				
補助率	定額				
補助事業の概要	私立学校における教育に係る経常的経費について, 補助金を交付することにより, 私立学校の教育条件の維持及び向上並びに在学する児童等に係る修学上の経済的負担の軽減を図る				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	121	10,729	1,522	9,207	-
平成 27 年度実績	119	10,431	1,533	8,898	-
平成 28 年度実績	118	10,609	1,572	9,037	-
平成 29 年度予算	-	10,636	1,425	9,211	-

A) 制度概要

県は、私立学校の教育条件の維持および向上ならびに私立学校に在学する児童、生徒および幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、私立学校における教育に係る経常的経費について当該私立学校を設置する者に対し、補助金を交付するものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付要綱での事業計画書等の様式の規定化(結果)

交付要綱によると実績報告時に支出計算書の提出を各私立学校に求めているが、交付要

綱にその様式が定められておらず、どの様式で提出しなければならないのか不明な状況にあるが、実際は県の指定の様式により書類の提出が行われている。

提出すべき書類を明確化するため、交付要綱において様式を定める必要がある。

(2) 交付要綱での収支計算書の提出の規定化(結果)

交付要綱によると交付申請時には収支予算書の提出を各私立学校に求めているが、実績報告時に提出を求めているのは支出計算書であり、収入の実績の提出は交付要綱上求められていない。当補助金は私立学校の運営に対する補助金であり、支出のみならず収入も補助金を交付するに際しての重要な判断根拠となるものであるが、支出のみの計算書が提出されても不備とはならない現状では、潤沢な収入がある私立学校に対し過剰に補助金が交付されることにもつながりかねず妥当ではない。

実際は各私立学校より収支計算書が提出されているため実害は生じていないが、交付要綱において提出すべき書類を支出計算書でなく収支計算書に修正すべきである。

(3) 提出書類の簡素化(意見)

当該補助には、私立幼稚園の教育条件の向上を目的に、各幼稚園における常勤の教員数に占める一種免許状保有者数の比率に応じ配分される一種免許状の保有促進割という補助が含まれる。

県では各幼稚園に対し、事業計画書提出時に確認資料として教職員名簿および教職員免許状の写しの提出を求める一方、事業実績書提出時にも確認資料として教職員名簿および教職員免許状の写しの提出を求めている。常勤の教員数に占める一種免許状保有者数の比率は各年度の5月1日現在の人員数に基づいて算定されているため、事業計画書提出時および事業実績書提出時に添付される確認資料は同じ内容であり、現状では各幼稚園に同じ書類を2回提出させるという非効率が生じている。

私立幼稚園および県の業務の効率化を図るため、同じ書類の提出は1回にとどめるという対応が望まれる。

2. 私立学校教育改革推進特別経費補助

補助金等の名称	私立学校教育改革推進特別経費補助
所管部課	総務部私学文書課
事業開始年度	平成7年度
事業終期年度	-

補助目的	私立学校の振興育成を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発展に資することを目的とするもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	私立学校教育改革推進特別経費補助金交付要綱				
主な補助対象者	県内私立学校を設置する学校法人				
補助金等の分類	団体運営費補助				
補助対象経費	教育の質の向上、子育て支援及び学校安全推進に要する経費				
補助率	定額				
補助事業の概要	スクールカウンセラーの配置、防災教育、預かり保育を実施するための経費に対する補助				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	111	295	140	155	—
平成 27 年度実績	104	327	163	164	—
平成 28 年度実績	108	344	172	172	—
平成 29 年度予算	—	330	165	165	—

A) 制度概要

県は、私立学校の振興育成を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、私立学校における教育改革推進に係る経費について、当該私立学校を設置する者に対し補助金を交付するものである。補助の対象となる事業内容は、教育の質の向上を図る学校支援事業として教育相談体制の整備、および学校安全の推進、子育て支援推進事業として通常の預かり保育、長期休業日預かり保育、および休業日預かり保育である。

1校あたりに交付される単価は、教育相談体制の整備が600千円、学校安全の推進が150千円、通常の預かり保育が1,400千円、長期休業日預かり保育が160千円、休業日預かり保育が300千円であり、子育て支援推進事業の通常の預かり保育、長期休業日預かり保育、および休業日預かり保育については保育担当者数や預かり時間に応じて単価が加算される。

B) 監査の結果および意見

(1) 提出書類の不備(結果)

当補助金の取扱要領では補助金交付申請時の提出書類として以下が挙げられている。

項目	提出書類
①教育相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ (公財)日本臨床心理士資格認定協会の認定書又は国、地方公共団体主催専門研修の受講修了書 ✓ 任命辞令等の写し ✓ カウンセリング受診回数等の実績データ
②学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学習内容を示す資料の写し(実施計画書等) ✓ 当該学習の実施状況を証する資料(写真等)

提出書類を閲覧したところ、次のような不備が見受けられた。

① 教育相談体制の整備

不備の内容
スクールカウンセラーの年間勤務予定表は提出されているものの、カウンセリングの受診回数等の実績データが提出されていない。
担当する2名のうち、1名の臨床心理士登録証明書の有効期限が平成26年3月31日までと古いものであった。

前者については取扱要領に定める提出書類が提出されておらず、後者については提出書類に不備が認められるため、取扱要領に違反するものである。上記のように必要な書類が提出されていない場合、カウンセリングの実態がないにもかかわらず補助金が交付される、または、要件を満たしていない者のカウンセリングに対しても補助金が交付されることにつながりかねず妥当ではない。県は必要な書類の提出を求める必要がある。

②学校安全の推進

不備の内容
実施計画には幼年消防クラブの活動を通して防災について学習すると記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。
事業計画には外部講師による講演会や防災に関するDVDの鑑賞と記載されているが、DVDのパッケージやAEDの説明書の写しが添付されているのみで、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。
事業計画には防災に関するDVDの鑑賞と記載されているが、DVDのパッケージの写しが添付されているのみで、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。
事業計画には外部講師を招いてのAEDの取扱や救急救命に関する学習と記載されているが、AEDの説明書の写しが添付されているのみで、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。
実施計画には消防士を招いての学習や火災に関するビデオ鑑賞、絵本・紙芝居の読み聞かせと記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。

実施計画には園内放送や絵本等による防災についての学習と記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。

事業計画には外部講師を招いての AED の取扱・救急救命に関する学習や防災絵本の読み聞かせ・防災に関する DVD の鑑賞と記載されているが、学習の実施状況を証する資料が添付されていない。

いずれも取扱要領に定める提出書類が提出されておらず、取扱要領に違反するものである。上記のように必要な書類が提出されていない場合、学習の実態がないにもかかわらず補助金が交付されることにつながりかねず妥当ではない。県は必要な書類の提出を求める必要がある。

(2) 提出書類および補助単価の見直し(意見)

交付要綱によると、学校安全の推進事業の要件は次のとおりである。

項目	対象者(校)の要件
学校安全の推進	火災、地震、津波、火山活動、風水(雪)、原子力災害等の災害および防災についての学習、救急救命法や命の大切さについての学習、災害発生時の避難経路や避難行動・態度に関する学習(消防関連法令に基づく避難訓練のみを実施する場合を除く。)、通学路の交通安全確保に関する取組などを行っている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校または特別支援学校であること。

県では、学校安全の推進事業を実施した学校に対し、当該事業に要した経費の金額の多寡に関わらず、一律、1校当たり 150 千円を交付している。学校に提出を求める書類は上記(1)のとおりであり、県では当該事業の実施に当たり要した経費に関する書類の提出は求めているため、各学校が当該事業を実施するに当たりどれだけの経費がかかっているかは不明であるが、上記(1)に定める提出書類を閲覧したところ、行った学習が防災絵本の読み聞かせに留まる学校もあり、事業に要した経費が 150 千円を下回る学校が相当数あると推測される。事業に要した経費の金額の多寡に関わらず、上記で定める要件に合致する何らかの事業を実施した学校に対し、一律、1校当たり 150 千円を交付する現状は、要した経費以上に補助金を交付することにもつながりかねず、妥当ではないと考えられる。

事業に要した経費の金額を示す資料の提出を求めるとともに、補助単価も一律とせず、要した経費の金額に応じた補助金の金額とするなどして、補助金の過大な交付を抑制する対応が求められる。

3. 私立高等学校授業料軽減事業補助

補助金等の名称	私立高等学校授業料軽減事業補助				
所管部課	総務部私学文書課				
事業開始年度	昭和 53 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	経済的理由により修学が困難である者の奨学と保護者の教育費負担の軽減を図ることを目的とするもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	私立高等学校授業料軽減事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	県内私立高等学校, 私立中等教育学校(後期課程)				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	生徒に係る授業料軽減事業に要する経費				
補助率	正規授業料から就学支援金に相当する額を減じた額の 10 割～5 割				
補助事業の概要	生活困窮世帯に対し, 授業料減免を行った私立学校に対する補助				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	19	170	1	169	-
平成 27 年度実績	18	160	1	159	-
平成 28 年度実績	19	144	1	143	-
平成 29 年度予算	-	150	1	149	-

A) 制度概要

県は、私立高等学校又は私立中等教育学校(後期課程)に在学し、経済的理由により修学が困難である者の奨学と保護者の教育費負担の軽減を図るため、高等学校等を設置する学校法人が行う対象となる生徒に係る授業料軽減事業に要する経費について、当該学校法人に対し補助金を交付するものである。各学校が、正規の授業料から高等学校就学支援金相当額を控除した額に対してさらに授業料の減免を行った場合、当該減免分に対し県は補助を行っている。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

4. 私立学校教職員共済補助

補助金等の名称	私立学校教職員共済補助				
所管部課	総務部私学文書課				
事業開始年度	昭和 29 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	私立学校等教職員の福祉増進と負担軽減を図ることを目的とするもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	日本私立学校振興・共済事業団長期給付事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	日本私立学校振興・共済事業団				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	日本私立学校振興・共済事業団が行う長期給付事業に要する経費				
補助率	8/1000				
補助事業の概要	日本私立学校振興・共済事業団が行う長期給付事業に要する経費に対して補助を行うもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	144	-	144	-
平成 27 年度実績	1	147	-	147	-
平成 28 年度実績	1	148	-	148	-
平成 29 年度予算	-	150	-	150	-

A) 制度概要

県は、私立学校等教職員の福祉増進と負担軽減を図るため、日本私立学校振興・共済事業団(以下、「事業団」という。)が行う長期給付事業に要する経費について、補助金を交付しており、財源は地方交付税交付金となっている。

事業団は私立学校等教職員に対する補助事業、貸付事業、助成事業、寄付金事業等の助成業務および私立学校等教職員に対する短期給付事業(加入者等の病気や災害等に関する見舞金等の給付)、長期給付事業(加入者の退職等に関する年金等の給付)、福祉事業(加入者等の福利および厚生に関する事業)等の共済事業を行っている。このうち、当補助金は、共済事業の長期給付事業が対象となっている。

B) 監査の結果および意見

(1) 補助金の確定および交付時期の適正化(結果)

事業団は平成29年4月6日に実績報告書を提出しているが、交付要綱において実績報告書に添付すべき書類とされている収支決算書は決算確定後の平成29年8月1日に提出されている。その一方で、平成29年4月18日に補助金確定通知が発出され、平成29年5月2日に補助金が交付されている。

すなわち、補助金額を確定した補助金交付後に収支決算書が提出されており、補助金等交付規則第12条(実績報告時に県が定めた必要書類を提出すること)および第13条(県は必要書類の内容を審査した後に確定通知すること)に違反している。

交付規則どおり、県では実績報告書のみならず、事業団の状況を把握する重要な資料である収支決算書を含めて審査を行い、補助金確定通知の発出と補助金の交付をすべきである。

(2) 事業成績書の記載事項の明確化と提出の徹底(結果)

交付要綱では補助対象事業の実績報告時に実績報告書の添付書類として事業成績書を県に提出することとなっているが、実際には提出されていない。その要因として、事業成績書の様式が定められておらず、記載すべき事項も規定されていないため、事業成績書がどのようなものを指すのか不明の状況となっていることが挙げられる。

県は交付要綱において事業成績書の様式または記載すべき事項を定め、事業団に対して提出を求める必要がある。

5. 私学退職金社団退職手当資金給付事業補助

補助金等の名称	私学退職金社団退職手当資金給付事業補助
所管部課	総務部私学文書課
事業開始年度	昭和29年度
事業終期年度	-
補助目的	私立学校教職員の福祉の増進を図り、教職員の定着確保を期することを目的とするもの
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	公益社団法人宮城県私学退職金社団退職手当資金給付事業補助金交付要綱
主な補助対象者	公益社団法人宮城県私学退職金社団

補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	退職手当資金給付事業に要する経費				
補助率	36/1000				
補助事業の概要	公益社団法人宮城県私学退職金社団が県内私立学校に退職した教職員への退職金に係る資金を給付する事業に対する補助を行うもの。				
補助金交付実績(予算)とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	184	—	184	—
平成 27 年度実績	1	186	—	186	—
平成 28 年度実績	1	189	—	189	—
平成 29 年度予算	—	188	—	188	—

A) 制度概要

県は、私立学校教職員の福祉の増進を図り、教職員の定着確保を期するため、公益社団法人宮城県私学退職金社団(以下、「退職金社団」という。)が行う退職手当資金給付事業に要する経費について補助金を交付しており、財源は地方交付税交付金となっている。

B) 監査の結果および意見

(1) 貸借対照表の提出の徹底(結果)

交付要綱の第 9(2)において実績報告時には貸借対照表の提出が求められているが、提出されていない。その要因として、平成 27 年 7 月に交付要綱が改正された際に実績報告書の様式において添付して提出すべき書類として貸借対照表が追記されたにもかかわらず、退職金社団は改正前の実績報告書を県に提出していたため、提出すべき書類の中に貸借対照表が記載されていなかったことがある。さらに、県も提出された書類と最新の交付要綱の様式との整合性の検証をせず、提出された書類を鵜呑みして、貸借対照表の提出が必要なことを見逃していたためである。

県は提出された書類と最新の交付要綱とを照合し、提出された書類の深度ある審査を実施すべきである。

(2) 事業成績書の記載事項の明確化と提出の徹底(結果)

交付要綱では補助対象事業の実績報告時に実績報告書の添付書類として事業成績書を県に提出することとなっているが、実際には提出されていない。その要因として、事業成績書の様式が定められておらず、記載すべき事項も規定されていないため、事業成績書がどのようなものを指すのか不明の状況となっていることが挙げられる。

県は交付要綱において事業成績書の様式または記載すべき事項を定め、退職金社団に対して提出を求める必要がある。

6. 私立高等学校等就学支援補助

補助金等の名称	私立高等学校等就学支援補助				
所管部課	総務部私学文書課				
事業開始年度	平成 22 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	私立高校等の生徒等の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とするもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	宮城県私立高等学校等就学支援金交付要綱				
主な補助対象者	県内私立高等学校等				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	高等学校等の授業料に要する経費				
補助率	保護者等の所得に応じた定額				
補助事業の概要	高校生のある世帯に対し、公立高等学校授業料相当額(低所得世帯に対しては 1.5～2.5 倍)を学校等を通じて助成する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	23	2,498	2,498	-	-
平成 27 年度実績	24	2,533	2,533	-	-
平成 28 年度実績	24	2,603	2,603	-	-
平成 29 年度予算	-	2,657	2,657	-	-

A) 制度概要

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度であり、財源は国からの補助金となっている。社会全体の負担により、学びが支えられていることを生徒は自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍することが期待されている。

B) 監査の結果および意見
該当なし。

7. 宝くじ販売収益金交付金

補助金等の名称	宝くじ販売収益金交付金				
所管部課	総務部市町村課				
事業開始年度	昭和 54 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	県から宮城県市町村振興協会へ交付金(収益金)を交付し、当該協会において宝くじの収益金を運用及び県内市町村(仙台市を除く)へ交付することにより、市町村の健全な発展と住民福祉の増進に資することを目的とする。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	・宮城県市町村振興宝くじ交付金及び新市町村振興宝くじ交付金交付要綱				
主な補助対象者	公益財団法人宮城県市町村振興協会				
補助金等の分類	その他(収益金の交付)				
補助対象経費	市町村振興事業に要する経費				
補助率	全額				
補助事業の概要	収益金の運用(貸付事業等)及び市町村が行う地方財政法第 32 条に規定する事業に対する交付金の交付				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	9	928	-	928	-
平成 27 年度実績	9	938	-	938	-
平成 28 年度実績	8	743	-	743	-
平成 29 年度予算	6	890	-	890	-

A) 制度概要

県は、全国自治宝くじ事務協議会から全国自治宝くじの収益金の分配を受け、そのうち市町村振興宝くじ部分を、市町村の健全な発展と住民福祉の増進に資するために、交付金として公益財団法人宮城県市町村振興協会(以下、「振興協会」という。)に交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付要綱での実績報告等の規定化および実績報告等の徹底(結果)

県は交付要綱を定め、これに基づき、振興協会に宝くじの収益金を交付している。交付要綱を確認したところ、交付申請や状況報告、実績報告の項目に関しては何ら定めていない状況であった。なお、交付要綱に記載はないものの、交付先から状況報告を求め、必要に応じて立会検査も不定期に行っていた。現状では、実態と交付要綱が乖離している状況であるため、交付要綱に実際に実施している事務手続を明記すべきである。

また、平成 28 年度は振興協会に対して 8 件の交付金を交付しているが、振興協会から県に対して交付申請や実績報告が実施されていないものが見受けられた。交付申請や実績報告は網羅的に実施する必要がある。

(2) 交付金の有効活用の指導強化(意見)

県は、交付先である振興協会に対し、事業の報告を求めているものの、内容は協会のホームページに掲載されている事業報告と決算書類等の水準に留まることから、具体的な効果等、交付の効果の検証が実質的に行われているかは疑問が生じる状況であった。

振興協会へは宝くじの収益として毎年約 700 百万円から 900 百万円程度の金額を交付した結果、その交付金が積みあがっており、平成 29 年 3 月末の振興協会の資産規模は 18,635 百万円となっている。振興協会の事業の主目的として、市町村に対する災害その他緊急時における資金貸付の目的として積み立てを行うと設定されていることから一定の積み立ては必要ということは理解できるが、平成 28 年度の貸付金支出実績は 2,300 百万円(総資産の 12%程度)にとどまり、使用実績と比較し基金規模は過大であると思料される。

上記のように実質的な検証が行われていない状況が垣間見えるため、これを改善するために県としても主体的に交付金の有効活用ができていないかの観点から確認を行い、交付金がいずれに積みあがらないように振興協会へ意見する等、交付金の有効利用に資することが望まれる。

8. 宮城県原子力立地給付金交付事業補助金

補助金等の名称	宮城県原子力立地給付金交付事業補助金
所管部課	震災復興・企画部 震災復興・企画総務課
事業開始年度	昭和 56 年度
事業終期年度	-
補助目的	原子力発電施設等の周辺地域の振興及び福祉の向上を図り、原子力発電所の設置の円滑化に資するもの

根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	電源開発促進税法 特別会計に関する法律 発電用施設周辺地域整備法 電源立地地域対策交付金交付規則 宮城県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	公募した法人				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	電源立地地域対策交付金交付規則第3条第1項第10号または第11号措置のいずれかの措置により原子力立地給付金交付事業を行う場合における当該事業に要する経費				
補助率	10/10				
補助事業の概要	県は、女川原子力発電所周辺(女川町、石巻市の一部)の一般家庭等(電灯需要家)及び企業等(電力需要家)に対して給付金の交付を行う補助事業者を公募し、補助金を交付する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成26年度実績	1	929	929	-	-
平成27年度実績	1	945	945	-	-
平成28年度実績	1	962	962	-	-
平成29年度予算	1	1,046	1,046	-	-

A) 制度概要

「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」および「発電用施設周辺地域整備法」のいわゆる電源三法に基づき、電源立地地域に交付される交付金のうち、原子力発電施設等周辺住民、企業等に対し給付される交付金が原子力発電施設等周辺地域交付金相当分である。県は、原子力発電施設等周辺地域交付金相当分を活用し、女川原子力発電所周辺(女川町、石巻市の一部)の一般家庭及び企業等に対し給付金の交付を行う補助事業者を公募し、当該補助事業者が実施する給付金交付事業に要する経費を補助するものである。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

9. 宮城県電源立地地域対策交付金

補助金等の名称	宮城県電源立地地域対策交付金				
所管部課	震災復興・企画部 震災復興・企画総務課				
事業開始年度	昭和 59 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	電源開発促進税法 特別会計に関する法律 発電用施設周辺地域整備法 電源立地地域対策交付金交付規則 宮城県電源立地地域対策交付金交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	施設運営費補助, 施設整備費補助, 事業費補助				
補助対象経費	事業費, 補助金, 出資金, 貸付金, 基金造成費				
補助率	10/10				
補助事業の概要	発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	11	291	291	-	-
平成 27 年度実績	11	291	291	-	-
平成 28 年度実績	11	235	235	-	-
平成 29 年度予算	11	235	235	-	-

A) 制度概要

「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」および「発電用施設周辺地域整備法」のいわゆる電源三法に基づき、電源立地地域に交付される交付金のうち、発電用施設の周辺地域に交付されるのが電力移出県等交付金相当分であり、また、水力発電施設の所在する市町村に交付されるのが水力発電施設等周辺地域交付金相当分である。県は、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上および産業の

振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置および運転の円滑化に資するため、市町村等が行う事業に要する経費について、電力移出県等交付金相当分および水力発電施設等周辺地域交付金相当分を活用し、交付金を交付するものである。

B) 監査の結果および意見
該当なし。

10. 市町村振興総合補助金

補助金等の名称	市町村振興総合補助金				
所管部課	震災復興・企画部 地域復興支援課				
事業開始年度	平成 17 年度				
事業終期年度	平成 35 年度				
補助目的	分権型社会を迎え、住民に身近な自治体である市町村等において、できる限り地域の課題を総合的、主体的に解決できるよう、市町村等が行う市町村振興総合補助金の対象となる事業に要する経費について補助金を交付することを目的とする。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	市町村振興総合補助金交付要綱				
主な補助対象者	市町村, 一部事務組合				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	メニューによって異なる				
補助率	メニューによって異なる				
補助事業の概要	県単独補助金を一元化・メニュー化し、市町村等が自ら必要な(優先度の高い)事業を選択し実施することで、市町村等の裁量による個性的、重点的な施策や取組を促進する。 平成 29 年度の構成メニューは 41 事業。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	36	554	-	554	-
平成 27 年度実績	37	659	-	659	-
平成 28 年度実績	37	640	-	640	-
平成 29 年度予算	-	680	-	680	-

A) 制度概要

県は、市町村が地域の課題を総合的、主体的に解決できるよう補助金を交付するものである。平成 28 年度は 42 のメニューが設けられている。

(1) 少年補導センター運営事業

(事業の概要)

市町村の設置・運営する少年補導のための施設等(以下、「少年補導センター」という。)が行う街頭補導、環境浄化、少年相談等の非行防止・育成支援等の活動に対する補助金である。

B) 監査の結果および意見

① 実績報告時における提出書類の確認漏れ(結果)

市町村振興総合補助金の事務の取扱いを定める市町村振興総合補助金実施要領別表 2 には当補助金の補助対象基準として「街頭補導、少年相談等を行う少年補導委員(又は相当の非常勤の専任職員)並びに少年補導センターの事務を処理する長及び職員等がいること」とある。A市から提出された実績報告に添付される事業実績書を閲覧したところ、少年補導委員の人数は 33 名であり、専任の所長が存在するという記載はあったものの、その他職員数がゼロという記載であった。事務を処理する職員等を必要とする補助対象基準に違反するものである。

監査期間中に県が同市に確認したところ、実際は職員が 2 名存在し、実績報告書の記載が誤っていたとのことであるが、本来であれば実績報告の確認段階で要件に合致していないことに気付くべきことであり、その他職員数がゼロとの報告があった段階で同市に確認を行い、正しい人数を記載した実績書を提出するよう指導すべきである。

(2) 園芸特産重点強化整備事業

(事業の概要)

「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」の基本方針および振興方策に基づき、産地自ら策定した重点振興品目ごとの具体的な戦略プランによる構造改革の取組を推進し、推進目標の達成を実現するために必要な条件整備等を支援する補助金である。

農業協同組合や農業法人等の事業実施主体が戦略タイプごとの取組を定めて 3～5 年後の具体的な目標を設定し、その目標達成により対象品目について次のいずれかの増加が見込まれることが採択の要件となる。

- ・作付面積 現状よりおおむね 10%以上増
- ・出荷量 現状よりおおむね 10%以上増
- ・販売金額 現状よりおおむね 10%以上増、または 300 万円以上増

B) 監査の結果および意見

① 採択時の審査の厳格化(意見)

B町では、C組合、およびD組合が事業実施主体として補助の対象となっている。対象となった園芸特産品はいずれも梨であり、当補助金により、C組合ではスピードスプレーヤー2台や乗用モア2台等、D組合ではスピードスプレーヤー1台や乗用モア1台等をそれぞれ平成28年度に購入している。なお、乗用モアとは乗用草刈機であり、スピードスプレーヤーとは病害虫を防除する目的で農薬を散布するために用いる薬剤噴霧器であり、これらを導入することにより作業の効率化や病害虫の予防という効果が期待される。

県では同町を通じてC組合およびD組合に対し、平成28年度のみならず、過年度にも補助金を交付している。平成23年度以降の目標出荷量、出荷量実績および達成率、総事業費、総事業費のうち県が交付した補助金の概要は以下のとおりである。

C組合

年度	目標出荷量	出荷量	達成率	総事業費	県補助金
23	768t	707t	92.1%	4,512 千円	1,432 千円
24	916t	453t	49.5%	1,806 千円	573 千円
25	916t	600t	65.5%	5,229 千円	1,656 千円
26	922t	621t	67.4%	-	-
27	922t	488t	52.9%	4,032 千円	1,244 千円
平均			65.5%		

D組合

年度	目標出荷量	出荷量	達成率	総事業費	県補助金
23	788t	1,080t	137.1%	14,382 千円	4,566 千円
24	1,050t	788t	75.0%	3,563 千円	1,131 千円
25	1,050t	864t	82.3%	2,451 千円	763 千円
26	1,056t	861t	81.5%	-	-
27	1,056t	773t	73.2%	16,636 千円	5,134 千円
平均			89.8%		

年度ごとに設定した目標出荷量に対し出荷量実績が目標を達成できたのはD組合の平成23年度のみである。また、C組合に対して平成23年度に交付した補助金算定の基礎となる平成22年度の出荷量は741トンであったのに対し、目標年度である平成27年度の出荷量実績は488トンにとどまり、基準年比でマイナス34.1%と目標は未達に終わっている。同様にD組合に対して平成23年度に交付した補助金算定の基礎となる平成22年度の出荷数量は872

トンであったのに対し、目標年度である平成 27 年度の出荷数量実績は 773 トンにとどまり、基準年比でマイナス 11.3%と目標は未達に終わっている。平成 23 年度以降には平成 24 年度、平成 25 年度および平成 27 年度にも補助金が交付され、それぞれの補助金の効果も平成 27 年度には発現しているはずであるにもかかわらず目標が未達に終わっている現状からは、事業実施主体が提出した計画の実現可能性の検証が不十分なまま毎年のように補助金を交付している実態が伺える。採択の要件として数値基準を設定している以上、その目標を達成できる事業のみを補助対象事業として採択すべきであり、そのためには、事業実施主体が提出した計画を鵜呑みにせず、審査の厳格化を図ることが必要と考える。

② 採択要件の見直し(意見)

(事業の概要)に記載したとおり、効果の測定が行われる目標年度は 3～5 年後と設定されている。仮に目標年度が天候不順の年でありその影響により目標が達成できなかったとしても、現在の要件に照らせば比較されるのは基準年度と目標年度であり、不可抗力により目標が未達とされるのは事業実施主体にとって酷な状況ともいえる。事業の効果は翌年度にも発現するものであるが、天候に左右されやすい状況に鑑み、効果の測定を行うにはある程度の期間を見る必要があるという意味において 3～5 年という期間を設定しているとのことであるが、現在の要件からはそれを読み取ることはできない。効果の測定を行うのは目標とした単年度ではなく、例えば、補助した年度以降の「3～5 年の平均」とするなど、天候の影響も織り込めるような要件を設定することが望まれる。

③ 追加補助金の交付時期の見直し(意見)

(事業の概要)に記載したとおり、効果の測定が行われる目標年度は 3～5 年後と設定されているが、①に記載したとおり、現状では、当初に交付した補助金の効果の測定が行える前の段階で追加での補助金が交付されている。そのため、当初に交付した補助金の目標年度においては、その補助金の効果のみならず、追加の補助金の効果も発現しているはずであるが、追加分の効果をどのように測定するかについての指標も設定されていないこともあり、当初に交付した補助金のみによる厳密な意味での効果の測定が困難な状況となっている。当事業には目標の数値基準が設定されており、②で述べたとおり、目標年度を単年度ではなく、仮に 3～5 年の平均としたとしても、効果の測定は必須であると考えられる。効果の測定を行う前に追加で補助金を交付することは補助金交付要件を有名無実化するものである。効果の測定が終了するまでは次の補助金を交付すべきではないと考える。

(3) 宮城の松林健全化事業

(事業の概要)

県内に蔓延する松くい虫被害の防除対策を総合的に推進し、森林資源の保護育成を図ることを目的とする事業である。当事業実施により、松くい虫被害を抑制し、地域の重要な松林

が保全されるという効果が期待される。メニュー細目として、伐倒駆除事業、樹幹注入事業、生立木除去事業、地上散布事業、および松林機能回復事業がある。

B) 監査の結果および意見

① 事業実績書の様式の見直し(意見)

市町村振興総合補助金交付要綱別表 1 によると、伐倒駆除事業の補助額は「査定事業量に森林整備課が別に定める森林病虫害等防除事業の標準単価を乗じた額と実行経費を比較し、いずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以内」と定められている。したがって、事業量に標準単価を乗じた標準事業費と実行経費との比較が求められるべきところ、実績報告に添付される事業実績書の様式である市町村振興総合補助金実施要領別記様式第3号ではその比較を行う記載欄が設けられてはいない。伐倒駆除事業に関する様式は次のとおりである。

実施箇所	松林区分	事業種	伐採材積 (m ³)①	標準単価 ②	標準事業 費①×②	備考
計						

実際に上表の標準単価欄に記載されるのは標準単価ではなく、標準単価と実行経費に基づく単価のうちいずれか低い単価であり、標準単価と実行経費に基づく単価の比較ができない様式となっている。

そのような現状は、県での確認時に無用な時間を要したり、確認誤りも引き起こしかねず妥当ではない。事業量に標準単価を乗じた標準事業費と実行経費との比較が容易に行えるように両方の単価を記載する様式に改定する必要があると考える。

(4) みやぎの豊かな森林づくり支援事業

(事業の概要)

多様な自然環境を生み出す豊かな森林づくりを推進するため、県は、森林所有者、森林組合が行う間伐に対し補助を行うものである。

B) 監査の結果および意見

① 事業実績書の様式の見直し(意見)

市町村振興総合補助金実施要領別表 2 の事業要件において、当補助金の補助基準額は「標準事業費に査定係数 100 分の 140(計画対象森林においては 100 分の 170)を乗じて得た査定事業費の 10 分の 3 以内」と定められている。標準事業費は次のとおりである。

(単位:円)

間伐率	搬出の有無	標準事業費
20%以上	搬出なし	221,000
	搬出あり	285,000
24%以上	搬出なし	264,000
	搬出あり	347,000
30%以上	搬出なし	330,000
	搬出あり	426,000

E市に対し交付した補助金につき、同市から提出された実績報告に添付される事業実績書を読んだところ、補助金の精算額として11,874千円、対象の数量として65ha、補助金の算定基礎・説明として「標準事業費×査定係数 1.7×0.3」との記載があった。単純に逆算すると単価は358,190円となり、事業実績書のみでは適切な単価を使用しているか否か読み取ることができない。同市は3つの事業主体に補助金を交付しているが、各事業主体から提出された事業実績書附属資料にも使用した単価の記載がないため、いずれの単価を使用したかは不明な状況にある。県によると、事業実績書には3つの事業主体の合算の数字が入力されており、その内訳は次のとおりである。

事業主体	単価(円)	面積(ha)	査定係数	補助率	補助金額(千円)
F組合	426,000	10.00	1.7	0.3	2,172
G組合	426,000	9.13	1.7	0.3	1,983
	330,000	30.87	1.7	0.3	5,195
H組合	330,000	15.00	1.7	0.3	2,524
合計		65.00			11,874

いずれも市町村振興総合補助金実施要領別表2で定める単価を使用しており、補助金の算定上問題は生じていないが、標準事業費は当補助金の補助基準額の重要な要素であることから、事業実績書およびその附属資料に使用した標準事業費の記載がない現状は、県での確認時に無用な時間を要したり、確認誤りも引き起こしかねず妥当ではない。事業報告書およびその附属資料に標準事業費を明記できるよう様式の見直しを検討することが望まれる。

11. みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業

補助金等の名称	みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業				
所管部課	環境生活部環境政策課				
事業開始年度	平成 24 年度				
事業終期年度	平成 31 年度				
補助目的	本県における産業廃棄物の再資源化や再生資源の利活用等の向上を図り、循環型社会の構築を推進するもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	事業者				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	設計費、調査費、設備費、工事費、据付調整費、運搬費等				
補助率	1/2 以内 又は 2/3 以内				
補助事業の概要	事業者等が産業廃棄物の再使用・再生利用に関する設備機器を県内に整備する際の経費の一部を補助するもの。				
補助金交付実績(予算)	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
とその財源	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	2	30	-	30	-
平成 27 年度実績	8	115	-	115	-
平成 28 年度実績	14	188	-	188	-
平成 29 年度予算	19	180	-	180	-

A) 制度概要

県は産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、再生資源の利活用(以下、「3R」という。)の促進を図るため、事業者が産業廃棄物の 3R 等に係る設備等の整備事業を行う場合に、当該事業に要する経費について、当補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

12. 省エネルギー・コスト削減実践支援事業

補助金等の名称	省エネルギー・コスト削減実践支援事業				
所管部課	環境生活部環境政策課				
事業開始年度	平成 23 年度				
事業終期年度	平成 32 年度				
補助目的	県内事業者の省エネルギー設備等の導入と経営コスト削減を目的とするもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	県内事業者				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	省エネルギー設備等の導入に要する経費(設計費, 設備費, 工事費等)				
補助率	1/2 以内 又は 1/3 以内				
補助事業の概要	県内事業所における省エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助する				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	40	132	-	132	-
平成 27 年度実績	56	145	-	145	-
平成 28 年度実績	64	146	-	146	-
平成 29 年度予算	-	150	-	150	-

A) 制度概要

県は、県内に事業所を有する事業者の省エネルギーの促進を図り、地球温暖化の防止および環境保全意識の高揚を図るため、県内事業者が行う当該事業所への省エネルギー設備の導入に要する経費について、当該県内事業者に対して補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 事業実施状況報告書の提出の徹底(結果)

交付要綱によると、補助対象事業者は補助対象事業が完了した後も省エネルギーの推進を図り、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間、毎会計年度終了の日から 30 日以内に、補助対象事業に係る対象会計年度内の省エネルギーの状況について事業実施状況報告書を知事に提出することになっているが、平成 29 年 11 月 14 日時点での

提出状況を確認したところ、以下のとおりであった。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助対象事業者数	15 件	40 件	56 件
うち報告書提出者数	11 件	23 件	45 件
報告書提出率	73.3%	57.5%	80.3%

事業実施状況報告書は省エネルギー設備の導入による費用対効果を検証するための重要な書類であり、報告書を入手しなければ補助金の効果を確認することもできない。県は補助対象事業者に対して報告書を提出するように指導を徹底する必要がある。

(2) 事業実施状況報告書の記載内容の検証(結果)

平成 29 年 5 月 31 日付で提出された事業実施状況報告書の中には以下のように、補助対象となった省エネルギー設備を使用して生産する製品の生産数量等が大幅に減少し、二酸化炭素の排出原単位が上昇し、二酸化炭素の排出増加量は省エネルギー設備導入前より増加する結果となっているものがあつた。

	補助事業前	補助事業後
対象事業所全体の CO2 排出量 (A)	708 t/年	189 t/年
対象事業所の生産数量等 (B)	1,795.05	358.55
CO2 排出原単位 (A)／(B)	0.39423	0.52631
CO2 排出増加量(0.52631-0.39423) × 1,795.05		237.09 t/年

平成 29 年 11 月 14 日時点で確認したところ、県担当部署内で当報告書の内容を検討したことを示す資料は存在せず、県担当者からも現時点で対応は未了との回答があつた。事業実施状況報告書が提出されても、県がその記載内容を検証しなければ意味がない。

提出された報告書は記載内容を検証し、実績が補助金申請時の目標に著しく達していないものが発見された場合には、速やかに対応策を検討すべきである。

(3) 補助対象枠の見直し(意見)

補助対象は、エネルギー管理システム枠(以下、「EMS 枠」という。)、診断枠、県産認定品枠、一般枠に分けられており、各々は以下のような内容となっている。

補助対象枠の名称	内 容	補助件数
EMS 枠	事業所におけるエネルギー使用量を最適化するため、省エネルギー設備およびその可視化・制御・抑制等を行う EMS の導入	0 件
診断枠	省エネルギー診断実施機関による省エネルギー診断結果に基づく省エネルギー設備の導入	14 件
県産認定品枠	県産として認定された省エネルギー設備の導入	3 件
一般枠	上記に当てはまらないその他	52 件

上記のとおり、対象年度の補助件数の大半は一般枠として交付されたものであり、一般枠補助件数の内訳は、LED 購入やエアコンの買い替えとなっている。

LED 購入の場合、県は導入費用の 1/3 を補助する仕組みとなっているが、経済産業省の資料によれば照明器具全体に占める LED の出荷比率はすでに 85% を超えており、照明器具を購入するに際しては、補助金がなくとも当然に LED 照明を選択する環境になっていると考えられる。他方で、県が省エネルギー対策として期待している EMS 枠や診断枠は一般枠に対して件数は少なく、EMS 枠に至っては平成 28 年度の利用者がゼロという状況である。

補助金の交付目的を十分に達成するためにも、導入が当たり前のものとなった LED の購入補助は廃止し、EMS 枠や診断枠等への補助をより厚くするなどの対応が望まれる。

13. 環境創造基金市町村支援事業交付金

補助金等の名称	環境創造基金市町村支援事業交付金
所管部課	環境生活部環境政策課
事業開始年度	平成 23 年度
事業終期年度	平成 32 年度
補助目的	みやぎ環境交付金事業の市町村支援事業の補助
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	宮城県県税条例(昭和25年宮城県条例第42号)
主な補助対象者	県内各市町村
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	市町村が実施する地域の良好な環境の保全、創造に資する事業に要する経費

補助率	メニュー選択型：10/10 以内(別に定める交付金交付上限額を交付) 市町村提案型：10/10 以内(10,000 千円/年を上限に交付)				
補助事業の概要	二酸化炭素の排出抑制につながる、低炭素社会構築に向けた県民への普及啓発など6つの事業メニュー分類から市町村の実情に応じて喫緊の環境課題解決に向けて実施する事業及び市町村の独自の環境課題に対して、創意工夫して行う地域課題解決に向けた事業の実施。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	39	301	-	301	-
平成 27 年度実績	39	288	-	288	-
平成 28 年度実績	38	300	-	300	-
平成 29 年度予算	40	320	-	320	-

A) 制度概要

県は、豊かな自然環境を守り、次世代に確かに引き継いでいくために、市町村が実施する地域の良好な環境の保全、創造に資する事業に要する経費に対し、当交付金を交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 実績報告書の提出期限の順守(結果)

当交付金の実績報告書は補助金等交付規則により業務完了後の 1 か月以内に提出することとなっているが、期限を守っていない市町村が存在する。震災復興途上で通常の業務の整備が完了できていないといった事情を抱えている市町村もあるが、期限内の提出を失念してしまったため、提出が遅れているといった市町村がある。県は年 1 回 5 月に開催される市町村担当者会議で提出期限の順守を呼び掛けてはいるが、提出が遅れる市町村が発生しているのが現状である。

交付規則第 12 条第 2 項によると、補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了したときの日から一月を経過した日までに提出しなければならないとされており、実績報告書の提出遅れは交付規則違反である。

提出が遅れるときは、県は市町村に対して交付規則第 12 条第 2 項のただし書きの期限延長申請をさせるべきである。

14. スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金

補助金等の名称	スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金 (旧住宅用太陽光発電普及促進事業補助金, 旧既存住宅省エネルギー改修促進事業補助金)				
所管部課	環境生活部再生可能エネルギー室				
事業開始年度	平成 23 年度(住宅用太陽光 H23~, 既存住宅 H26~)				
事業終期年度	平成 32 年度				
補助目的	家庭部門の二酸化炭素排出量の削減, 及び災害時でも電気や熱を確保できる自立・分散型エネルギーシステムの普及を図るもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	県内に住所を有する個人				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	補助対象設備の導入等に要する経費				
補助率	定額補助(太陽光発電 5 万円,蓄電池 10 万円, エネファーム 15 万円,ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 25 万円) 補助対象経費の 1/10 以内(断熱改修,上限 35 万円)				
補助事業の概要	環境負荷が少なく,かつ災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を図るため,住宅用太陽光発電システム等を導入し, 又は既存住宅の断熱改修を行う県民に対し,導入費用の一部を補助するもの				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	4,933	302	—	302	—
平成 27 年度実績	3,610	232	—	232	—
平成 28 年度実績	3,510	233	—	233	—
平成 29 年度予算	—	283	—	283	—

A) 制度概要

県は、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減を図り、あわせて災害時における電源等の確保に寄与することを目的に、自らが居住する住宅等に新たに太陽光発電システム、蓄電池若しくは民生用燃料電池を導入し、または自らが居住する住宅等としてネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築する県民等に対し、設置等に要する経費の一部として、補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

15. 水素ステーション整備事業費補助

補助金等の名称	水素ステーション整備事業費補助				
所管部課	環境生活部再生可能エネルギー室				
事業開始年度	平成 28 年度				
事業終期年度	平成 28 年度				
補助目的	商用水素ステーションの整備を支援するもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	水素ステーション整備事業費補助金交付要綱				
主な補助対象者	商用水素ステーション整備事業者				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	水素ステーション整備に要する経費				
補助率	設備機器費, 設計費, 設備工事費等: 国補助の残額(上限 2.5 億円) 周辺環境保全費等: 1/3(上限 1.3 億円)				
補助事業の概要	燃料電池自動車(FCV)の普及拡大に向けて, 県内への商用水素ステーションの整備を図るため, 民間事業者の水素ステーション整備費用の一部を補助するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	-	-	-	-	-
平成 28 年度実績	1	380	-	380	-
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

A) 制度概要

県は、県内における水素エネルギーの利活用の推進を図るため、I社が行う県内初の商用水素ステーションの整備に要する経費について、同社に対して補助金を交付している。

平成 27 年 6 月に策定された「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」では、水素エネルギーの利活用を進める先導的な事業として、燃料電池自動車(FCV)の導入と水素ステーション

ョンの整備を重点的に進めることとしている。FCV の普及を拡大する上では、商用水素ステーションの整備が必要不可欠であるが、本県は現在 FCV の普及が進む四大都市圏から地理的に離れており、これらの地域に比べて FCV の普及速度などの点で不利となるため、整備事業者のステーション整備を促す上では、先行地域よりも手厚い支援が必要となる。このため、国補助金と協調した整備補助金の新設や整備用地の提供を行うことで、事業者の取組を促進するものである。

民間事業者が行う商用水素ステーションの整備費用に対して、イニシャルコスト負担の軽減を目的に、国の水素供給設備整備事業費補助金と同程度の補助を行っている。また、県の提案する土地に整備する場合には、上乘せで補助を行っている。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付申請時における必要書類の提出期限の順守(結果)

交付要綱では、補助金交付申請時に交付申請書の他に補助対象事業者の法人登記簿謄本と県税に未納がないことの証明書を提出することとなっているが、以下のように交付申請時には提出されておらず、県が交付決定を行った後に提出されていた。

書類名称	日付
補助金交付申請書	平成 28 年 8 月 1 日 提出・收受
交付決定通知書	平成 28 年 8 月 19 日 発行
登記簿謄本(交付申請書添付書類)	平成 28 年 9 月 13 日 発行
県税に未納がないことの証明書(交付申請書添付書類)	平成 28 年 9 月 27 日 発行

上記のとおり、県では、交付申請に添付すべきとされる書類が揃っていないにもかかわらず申請書を收受し、必要書類が揃う前に交付決定を行っていたことになる。補助金等交付規則第 4 条では、「申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し」たうえで、補助金等の交付の決定をするものと定めており、明確な規則違反となっている。

県は補助金の交付決定前に、交付申請書類の審査を厳格に行うべきである。

(2) 補助対象経費の要件の見直し(意見)

県は、水素ステーション整備に関して、国が補助対象としている経費のほか、国が補助対象としていない周辺環境の保全および水素エネルギーの普及啓発に要する経費も独自に補助対象として設定し、補助金を交付している。

対象経費	補助金の算定方法
① 設備機器費 ② 設計費 ③ 設備工事費 ④ 工事負担金 ⑤ 経費・管理費	対象経費の合計額から、国整備補助金の交付額を除いた額。ただし、2.5 億円を上限とする。
上記①から⑤を除く周辺環境の保全および水素エネルギーの普及啓発に要する経費	補助対象経費から、国整備補助金の交付額および上記で算定された額(上限 2.5 億円)を除いた額に1/3 を乗じた額。

当該事業の補助金は、結果的に以下のように算定され交付決定されている。

対象経費	交付決定額	計算式
① 設備機器費 ② 設計費 ③ 設備工事費 ④ 工事負担金 ⑤ 経費・管理費	250,000 千円	対象経費 524,132 千円 －国整備補助金 206,353 千円 ＝317,779 千円 > 250,000 千円(上限)
上記①から⑤を除く周辺環境の保全および水素エネルギーの普及啓発に要する経費	129,688 千円	(対象経費 845,420 千円 －国整備補助金 206,353 千円 －上記補助金 250,000 千円) × 1/3
合計	379,688 千円	

上記のうち①から⑤については、県補助金の交付決定額(250,000 千円)が国整備補助金(206,353 千円)よりも多額となっているが、これは、対象経費に求める要件が国の方が厳格なためである。すなわち、対象経費に工事契約が含まれる場合、国は一般競争入札または指名競争入札によることを求めており、随意契約は一般競争入札または指名競争入札に付すことが困難又は不相当である場合に限定しているが、県はこのような制限を設けていない。

	対象経費の額	摘要
国	326,030 千円	対象経費から随意契約の土木工事を除いた額
宮城県	524,132 千円	随意契約の土木工事を含めた経費
差異	198,102 千円	随意契約の土木工事

補助対象事業者は建設工事を随意契約で発注しているが、国は当該契約の土木工事部分を「特殊性ある工事にはあたらない」と判断して補助対象から除外しており、県は当該経費

(198,102 千円)も補助対象として認めていることから、補助対象経費を 524,132 千円と算出し、上限額 250,000 千円の補助金を交付しているのである。

県によると、当補助金について、対象経費の範囲を国が認めたものと異なる設定をしている都道府県は本県以外にないとのことである。仮に、他の都道府県のように国が定めたものと同様に随意契約による経費(198,102 千円)を補助対象から除外した場合、以下のように 152,916 千円が多く交付されたことになる。

経費の内訳	あるべき支給額	計算式
①国が補助対象としている経費	119,676 千円	326,030 千円－206,353 千円 ＝119,676 千円<250,000 千円
②県が独自に補助対象として設定した経費	107,096 千円	(845,420 千円－206,353 千円－ 119,676 千円－198,102 千円)×1/3
合計	226,772 千円	
実際の交付額	379,688 千円	
差異	152,916 千円	

当補助金の財源の大半は、法人に対して宮城県が独自に追加負担を強いている「みやぎ発展税」(法人事業税の超過課税)である。他の都道府県よりも多くの負担を強いて集めた税金を他の都道府県よりも緩いルールで交付していることについて、納税者の理解を得ることは困難であると思われ、国や他都道府県と同様に一般競争入札または指名競争入札によることを要件とする必要があると考える。

(3) 補助金の効果の測定等(意見)

世界的に強化されている環境規制に対応すべく、ガソリン車からハイブリッド車(HV)、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)への移行が世界的に急速に進んでおり、これらの自動車が将来的に普及していくことは間違いない。現時点ではFCVよりもEVの方が世界的にも我が国においても自動車メーカーが開発・生産・販売に注力している状況となっているが、物流の主役であるトラックなどは航続距離が長く重量も重いことからEVよりもFCVが向いていると言われており、FCVの必要性も一定程度期待できるものである。日本においても、経済産業省や環境省が国家戦略の中核に据え、補助金により東京、名古屋、大阪を中心に商用水素ステーション(水素ST)の設置誘導を行っている。このような国策を反映し、都道府県別の水素ST設置数(平成29年12月現在)と燃料電池車保有台数(平成29年3月現在)は以下のようになっている。

都道府県	水素 ST 設置数 (平成 29 年 12 月現在)	燃料電池車保有台数 (平成 29 年 3 月現在)
北海道	-	5 台
宮城	1 ヶ所	11 台
茨城	1 ヶ所	21 台
栃木	-	9 台
群馬	-	2 台
埼玉	8 ヶ所	128 台
千葉	3 ヶ所	39 台
東京	13 ヶ所	342 台
神奈川	12 ヶ所	127 台
山梨	1 ヶ所	22 台
岐阜	2 ヶ所	40 台
静岡	2 ヶ所	43 台
愛知	16 ヶ所	640 台
三重	2 ヶ所	32 台
滋賀	1 ヶ所	16 台
京都	2 ヶ所	29 台
大阪	7 ヶ所	87 台
奈良	-	3 台
和歌山	-	5 台
兵庫	2 ヶ所	39 台
鳥取	-	2 台
岡山	-	5 台
広島	3 ヶ所	9 台
山口	1 ヶ所	17 台
徳島	2 ヶ所	21 台
香川	1 ヶ所	13 台
福岡	9 ヶ所	83 台
佐賀	1 ヶ所	12 台
熊本	-	1 台
大分	1 ヶ所	10 台
合計	91 ヶ所	1,813 台

上記のように東北地区は当補助金で設置された水素STが 1 ヶ所目であり、県によると 2 ヶ

所目以降の設置計画は移動式ST(トラックに積んで移動できる簡易なもの)を2ヶ所計画している福島県を除いて他にはないとのことである。また、平成29年3月時点の宮城県内のFCV登録台数は11台(平成29年8月時点でも22台)しかなく、所有者は、県、タクシー会社、レンタカー会社、自動車販売店等であり、サンプル的、実験的に所有しているものと推定される。平成29年11月に今回補助対象となった水素STの現地視察を行ったが、現地販売員の説明によると1日当たりの利用台数は5台程度とのことである。FCVは満タンにした状態での走行可能距離は500km程度と言われており、東京都から本県までFCVによる移動が可能になったと県担当者は意義を強調するが、本県の県内や東北地区を走行するとしても水素STはこしかない。ユーザーが許容できる水素STまでの時間距離は自動車による走行で10分程度と言われており、水素STが1ヶ所のみという事実はFCV普及の致命的制約となっている。

今回補助対象となった水素STを有効活用するためには、水素STの追加設置が不可欠であるが、今回の補助対象事業者は国に提出した採算計画のなかで、水素ST1ヶ所当りのFCV台数が2,000台以上にならないとすれば営業利益をプラスにすることはできないと試算しており、FCV台数が大きく増加することが見込まれなければ追加設置はあり得ない。にもかかわらず、県は今回整備した水素STがどの程度利用されるかの試算を行っておらず、FCVの普及台数の目標も設定していない。FCVの普及台数の目標も設定しないまま、本県が単独で1ヶ所のみ水素STを設置するために4億円近い補助金を交付したことに疑念を抱かざるを得ない。少なくとも東北地区6県が足並みを揃えて一斉に水素STを設置するような状況を作りだしてから補助すべきであったと思えてならない。とはいえ、設置したことを前提に考えれば、利便性を高めてFCV台数を増やすべく、東北各地に水素STを増加させていくことが必須であり、東北他県に水素ST設置機運を盛り上げるためのより一層の働きかけが県には期待される。

また、県によると、今回の水素STの設置が県の水素エネルギー利活用推進ビジョンの一環で経済波及効果を期待したものであり、将来を見据えた先行投資とのことであるが、そうであるならば補助金交付により期待した効果の達成度合いを検証する必要があり、費用対効果を検証する尺度として、県はFCV普及台数の数値目標を設定し、効果を測定すべきであると考え

16. 大崎市民病院救急救命センター運営費補助金

補助金等の名称	大崎市民病院救命救急センター運営費補助金
所管部課	保健福祉部医療政策課
事業開始年度	平成6年度
事業終期年度	-
補助目的	三次救急医療体制の確保を図るため

根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	大崎市民病院救命救急センター運営費補助金交付要綱				
主な補助対象者	大崎市				
補助金等の分類	団体運営費補助				
補助対象経費	救命救急センターの運営に必要な経費				
補助率	定額				
補助事業の概要	重篤な患者に対して高度な医療を総合的に提供する医療機関である三次救急医療機関(救命救急センター)については、医療圏を超えた全県での対応が必要となるため、県として一定の支援を行う。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	120	-	120	-
平成 27 年度実績	1	120	-	120	-
平成 28 年度実績	1	120	-	120	-
平成 29 年度予算	1	120	-	120	-

A) 制度概要

大崎市民病院救急救命センターは宮城県北の大崎、登米、および栗原における三次救急医療を担うため平成 6 年に設置され、主として救急車による搬送者や他の医療機関から転送された救急患者の診察を 365 日 24 時間体制で行っており、県北地域の住民の生命を守る役割を担っている。県は、地域住民の救急医療の確保を図るため、国が定める救急医療対策事業実施要項に基づき、大崎市民病院が実施する大崎市民病院救急救命センターの運営に要する経費について、大崎市に対し、大崎市民病院救急救命センター運営費補助金を交付するものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 補助金の効果の測定(意見)

県の担当者が作成している補助金交付事務に係る確認用チェックリストを閲覧したところ、補助効果指標は「なし」、効果は「地域住民の救急医療の確保が図られた」という記載であった。何らかの指標を設定する、または、直接的な補助の効果を示す指標がない場合であっても、間接的・部分的な補助の効果を示す指標等を設定し、そのうえで効果の測定を行うことが望まれる。

17. ドクターヘリ導入促進事業補助金

補助金等の名称	宮城県ドクターヘリ導入促進事業補助金				
所管部課	保健福祉部医療政策課				
事業開始年度	平成 28 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	傷病者の救命及び後遺症の軽減等を図ることを通じ、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制を確保				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	宮城県ドクターヘリ導入促進事業補助金交付要綱 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱				
主な補助対象者	仙台医療センター				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	ドクターヘリの運航に必要な経費				
補助率	定額				
補助事業の概要	救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、仙台医療センター・東北大学病院を基地病院として、配備される宮城県ドクターヘリの運航に必要な経費等について、財政支援を行う。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	-	-	-	-	-
平成 28 年度実績	1	144	72	72	-
平成 29 年度予算	1	251	125	125	-

A) 制度概要

県は、傷病者の救命および後遺症の軽減等を図ることを通じ、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、救急医療対策事業実施要綱に基づき実施するドクターヘリ導入促進事業に要する経費について補助金を交付するものである。

国立病院機構仙台医療センターが東北エアサービス株式会社・四国航空株式会社共同企業体に委託するドクターヘリ運航委託に係る経費やドクターヘリに搭乗する医師や看護師確保に係る経費につき補助金を交付する。

B) 監査の結果および意見

(1) 補助金の効果の測定(意見)

県の担当者が作成している補助金交付事務に係る確認用チェックリストを閲覧したところ、補助効果指標は「なし」、効果は「ドクターヘリに搭乗した医療スタッフが速やかに治療を開始することで、傷病者の救急率向上や後遺症の軽減が図られた」という記載であった。ドクターヘリの出動回数など、何らかの指標を設定する、または、直接的な補助の効果を示す指標がない場合であっても、間接的・部分的な補助の効果を示す指標等を設定し、そのうえで効果の測定を行うことが望まれる。

18. 地域の中核的な病院整備推進事業

補助金等の名称	地域の中核的な病院整備推進事業
所管部課	保健福祉部医療政策課
事業開始年度	平成 12 年度
事業終期年度	-
補助目的	地域医療を支援する機能を有する公的病院を「地域の中核的な病院」に指定し、新たな施設・設備について支援することを目的とするもの
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	地域の中核的な病院整備推進事業補助金交付要綱
主な補助対象者	公的医療機関のうち「宮城県地域医療計画」において「地域の中核的な病院」として位置づけられた県内7病院
補助金等の分類	施設整備費補助
補助対象経費	病院施設建設に係る病院事業債等の借入金の元利償還金
補助率	補助率 1/3 総補助限度額 300 百万円～1,700 百万円, 単年度補助限度額 40 百万円～70 百万円(二次医療圏に占める当該市町村の人口割合及び対象施設等により異なる)
補助事業の概要	地域医療支援病院の指定要件を満たさない地域の中核的病院の施設建設及び設備整備に対する支援

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	3	210	-	210	-
平成 27 年度実績	3	210	-	210	-
平成 28 年度実績	3	210	-	210	-
平成 29 年度予算	3	210	-	210	-

A) 制度概要

県は二次医療圏ごとの医療提供体制の整備を図るため、病院の新たな施設・設備整備費のうち病院事業債等元利償還金の事業者負担に要する経費について、当該病院開設者に対し、当補助金を交付している。対象病院は①公立刈田総合病院②みやぎ県南中核病院③古川市立病院④栗原市立栗原中央病院⑤登米市立佐沼病院⑥石巻赤十字病院⑦公立気仙沼総合病院に限られ、補助金の支援内容は病院の施設建設に対する補助および病院の医療設備整備に対する補助とされている。支援要件は病院の老朽化等による建て替えおよび新たに病院を建設する場合であり、その建て替えは病床が 200 以上となること等が要件とされている。

B) 監査の結果および意見

(1) 実績報告書の提出期限の順守(結果)

実績報告書の提出期限は、県の補助金等交付規則では 4 月 20 日となっているが、当補助金の交付要綱では 4 月 10 日となっており、交付規則よりも提出期限を 10 日早めている。その理由は、県担当者によると提出期限を 4 月 10 日とすることにより、補助対象事業者に対して実績報告書の早期提出を促し、仮に交付要綱の 4 月 10 日に間に合わないとしても、交付規則の 4 月 20 日には間に合うようにするためとのことである。

このような事情を反映して、当補助金 3 件の実績報告書の提出日は 4 月 11 日と 12 日となっており、いずれも交付規則には違反していないものの、交付要綱に違反した状態となっている。

このように、補助対象事業者が順守できない提出期限を交付要綱で定めるのは不適切であり、交付要綱の提出期限を見直す必要がある。

19. 医療施設耐震化臨時特例基金補助金

補助金等の名称	医療施設耐震化臨時特例基金補助金
所管部課	保健福祉部医療政策課
事業開始年度	平成 21 年度

事業終期年度	平成 28 年度				
補助目的	医療施設の耐震化整備を行い、地震発生時等における適切な医療提供体制の維持を図る				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	医療施設耐震化臨時特例基金事業補助金交付要綱 医療施設耐震化臨時特例基金条例 医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領				
主な補助対象者	未耐震である県内災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関で、県が指定したもの。				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費				
補助率	50%				
補助事業の概要	災害時に重要な役割を果たす未耐震の災害拠点病院等に、耐震化整備に係る費用を補助することにより、地震発生時等における適切な医療体制の維持を図る。				
補助金交付実績(予算)とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	247	247	-	-
平成 27 年度実績	-	-	-	-	-
平成 28 年度実績	1	1,192	1,192	-	-
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

A) 制度概要

県は、耐震化整備を緊急に行う必要のある医療施設に対し、医療機関の開設者が実施する事業に要する経費につき補助を行うものである。平成 28 年度は気仙沼市立病院の新設移転に係る耐震化事業に対し、補助金が交付されている。

B) 監査の結果および意見

(1) 補助金の交付時期の適正化(意見)

気仙沼市立病院の新設工事につき、気仙沼市と工事請負者との間で締結された工事請負契約書上、工期は平成 26 年 8 月 26 日から平成 29 年 4 月 30 日とあり、当該工事に係る建築基準法上の規定に基づく検査済証によると、検査は平成 29 年 4 月 19 日に実施され、同 4 月 20 日に検査済証が交付されている。

このように工期は平成 29 年 4 月まで要するものであり、県も当初よりそのことを把握していたが、気仙沼市立病院新設工事のうち平成 28 年度に実施される耐震化に寄与する一部工事を補助対象事業と位置づけ、平成 29 年 3 月 28 日に実施された出来形検査に基づき補助対象事業の工事が完了したものとし、平成 28 年度の補助金として交付すると決定の上、平成 28 年度の補助金として気仙沼市に対し 1,191 百万円を交付している。

このように県は、平成 28 年度に実施された工事に係る出来形検査に基づき補助事業が完了したと判断し補助金を交付しているが、当補助金は医療施設の耐震化整備を行うことを目的としているため、すべての工事が完了し耐震化の目的が達成されたことの確認が未了の段階で補助金を交付することは補助の目的が達成できたとはいえず、すべての工事が完了し耐震化の目的が達成されたことを確認の上、補助金を交付すべきと考える。

20. 自治医科大学運営費負担金

補助金等の名称	自治医科大学運営費負担金				
所管部課	保健福祉部医療人材対策室				
事業開始年度	昭和 47 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	地域医療を担う医師の育成のため				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	全国知事会総務常任委員会 自治医科大学運営小委員会				
主な補助対象者	学校法人自治医科大学				
補助金等の分類	団体運営費負担金				
補助対象経費	団体運営費				
補助率	1 学年あたり 2 名入学で 127,000 千円を基本額とし、3 名入学のあった 1 学年で 1,400 千円を加算するもの				
補助事業の概要	へき地等の公立病院に勤務する医師を養成し、本県の地域医療を支える人材を確保するため、自治医科大学に運営費負担金を支出するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	133	-	133	-
平成 27 年度実績	1	134	-	134	-
平成 28 年度実績	1	134	-	134	-
平成 29 年度予算	1	133	-	133	-

A) 制度概要

自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上および地域住民の福祉の増進を図るため、地域医療に責任を持つ全国の都道府県によって昭和 47 年に設立された大学であり、大学の運営に要する経費は、全都道府県からの負担金を中心に賄われている。各都道府県の年間の負担額は現在 127 百万円を基本額とし、3 名入学のあった 1 学年については 1.4 百万円が加算される。当負担金は自治医科大学の運営費に対する県の負担分である。

B) 監査の結果および意見

(1) 県負担額の根拠文書の保存(意見)

現在の各都道府県の年間負担額は現在 127 百万円を基本額としており、平成 6 年の全国知事会において、それ以前の年間 102 百万円から 127 百万円への引き上げが決定されたとのことであるが、それを示す議事録等の文書が一切残されていない。文書規程に基づき作成された文書分類表によれば、全国知事会に係る文書の保存年限は本庁主務課で 10 年と定められており、当時の文書が保存されていないことをもって直ちに違反とはいえないが、少なくとも県の現在の負担額の根拠となる文書については保存年限を超えたからといって一律に処分するのではなく、保存する必要があると考える。

(2) 自治医科大学の状況の把握(意見)

自治医科大学の平成 28 年度の貸借対照表において△60,446 百万円の繰越収支差額が生じている。このような多額のマイナス繰越収支差額となっている要因を県に質問したところ、県はその要因を把握しておらず、県から自治医科大学に照会したところ、老朽化に伴う設備更新による減価償却費の負担増加等の影響によるものであるが、大学として経費削減等の取り組みを行うため、各都道府県に即座に追加で負担を求めることはないとのことであった。

運営費を負担する県としてはこのような大学の状況につき、通常の業務において把握しておくことが必要と考える。

21. 宮城県子ども・子育て支援交付金

補助金等の名称	宮城県子ども・子育て支援交付金
所管部課	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成 27 年度
事業終期年度	-
補助目的	子ども・子育て支援の着実な推進を図る。

根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	子ども・子育て支援法第59条 宮城県子ども・子育て支援交付金交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	地域子ども・子育て支援事業に要する経費				
補助率	1/3				
補助事業の概要	子ども・子育て支援新制度において、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対して補助する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	34	1,359	-	1,359	-
平成 28 年度実績	34	1,732	-	1,732	-
平成 29 年度予算	34	2,057	-	2,057	-

A) 制度概要

子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とするため、子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づく措置のうち、地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるために、国、県、市町村が経費の3分の1ずつを交付するものである。県にとっての補助対象事業者は市町村であるが、市町村は実際に事業を実施する事業者に補助金を交付しているものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 補助金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当補助金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。

概算払は県の補助金等交付規則上はあくまで例外扱いであり、概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わない現状は、補助金交付規則の趣旨を満たした運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

(2) 消費税仕入税額控除額確定に伴う返還の必要性の検討(意見)

交付要綱第5条(7)には、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税額及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。～(中略)～また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。」と規定されている。しかしながら、県は、当該報告の徴収を積極的に行わず、受け身で待っているのみであった。

現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないうえに終了する可能性が高い。

事業者との窓口は市町村であり、県は間接交付の状況ではあるものの、必ず消費税申告書を徴収するよう指導する等、交付要綱記載の交付条件を網羅的に確認したうえで返還の必要性を検討する体制の構築が望まれる。

22-28. 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金

補助金等の名称	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 (保育所緊急整備事業)
所管部課	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成21年度
事業終期年度	平成29年度
補助目的	待機児童の解消のため、保育所の整備等に要する費用の一部を補助するもの。
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	安心子ども基金管理運営要領 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 交付要綱
主な補助対象者	市町村
補助金等の分類	施設整備費補助
補助対象経費	保育所を整備するための本体工事費等
補助率	1/2～2/3以内
補助事業の概要	保育所の創設等に係る本体工事費等に対して助成するもの。

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	6	482	-	-	482
平成 27 年度実績	4	463	-	-	463
平成 28 年度実績	5	493	-	-	493
平成 29 年度予算	12	1,711	-	-	1,711

補助金等の名称	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 (保育所緊急整備事業 繰越分)				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 21 年度				
事業終期年度	平成 29 年度				
補助目的	待機児童の解消のため、保育所の整備等に要する費用の一部を補助するもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	安心こども基金管理運営要領 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	保育所を整備するための本体工事費等				
補助率	1/2～2/3 以内				
補助事業の概要	保育所の創設等に係る本体工事費等に対して助成するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	6	727	-	-	727
平成 27 年度実績	10	1,188	-	-	1,188
平成 28 年度実績	4	596	-	-	596
平成 29 年度予算	4	582	-	-	582

補助金等の名称	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 (小規模保育整備事業)				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 21 年度				
事業終期年度	平成 29 年度				

補助目的	待機児童の解消のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助するもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	安心こども基金管理運営要領 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	小規模保育施設を整備するための本体工事費等				
補助率	1/2～2/3 以内				
補助事業の概要	小規模保育事業所の創設等に係る本体工事費等に対して助成するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	-	-	-	-	-
平成 28 年度実績	2	61	-	-	61
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

補助金等の名称	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 (賃貸物件による保育所整備事業)				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 21 年度				
事業終期年度	平成 29 年度				
補助目的	待機児童の解消のため、賃貸物件等による保育所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助するもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	安心こども基金管理運営要領 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	保育所を設置するための賃借料及び改修費等				
補助率	1/2～2/3 以内				
補助事業の概要	保育所の設置に係る賃借料及び改修費等に対して助成するもの。				

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	7	317	-	-	317
平成 27 年度実績	7	261	-	-	261
平成 28 年度実績	9	408	-	-	408
平成 29 年度予算	6	272	-	-	272

補助金等の名称	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 (認定こども園整備事業)				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 21 年度				
事業終期年度	平成 29 年度				
補助目的	認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	安心こども基金管理運営要領 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	認定こども園を整備するための本体工事費等				
補助率	1/2 以内				
補助事業の概要	認定こども園の創設等に係る本体工事費等に対して助成するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	2	19	-	-	19
平成 27 年度実績	2	47	-	-	47
平成 28 年度実績	2	148	-	-	148
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

補助金等の名称	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 (認可化移行総合支援事業)				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 21 年度				

事業終期年度	平成 29 年度				
補助目的	待機児童の解消のため、認可外保育施設が保育所等の設備運営基準を満たすための改修費、賃借料等を補助するもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	安心こども基金管理運営要領 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	認可保育施設に移行するための改修費、賃借料等				
補助率	1/2～2/3 以内				
補助事業の概要	認可外保育施設が認可保育施設に移行するための改修費、賃借料等に対して助成するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	8	14	-	-	14
平成 27 年度実績	2	23	-	-	23
平成 28 年度実績	3	64	-	-	64
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

補助金等の名称	宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 (小規模保育設置促進事業)				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 21 年度				
事業終期年度	平成 29 年度				
補助目的	待機児童の解消のため、賃貸物件等による小規模保育事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助するもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	安心こども基金管理運営要領 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	小規模保育施設を設置するための賃借料及び改修費等				
補助率	1/2～2/3 以内				

補助事業の概要	小規模保育事業所の設置に係る賃借料及び改修費等に対して助成するもの。				
補助金交付実績(予算)	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
とその財源	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	30	567	-	-	567
平成 27 年度実績	26	532	-	-	532
平成 28 年度実績	14	196	-	-	196
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

A) 制度概要

県は、保育所の待機児童を早急に解消すること等により安心して子供を育てられる環境を整備するために国が設置した「子育て支援対策臨時特例基金」を財源とし、市町村等が行う各種事業(保育所緊急整備事業、小規模保育整備事業、賃貸物件による保育所整備事業、認定子ども園整備事業、認可化移行総合支援事業、小規模保育設置促進事業等)に対して補助金交付を行っている。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付要件の確認の徹底(結果)

当補助金の交付申請時の提出資料には待機児童数や就学前児童人口が記載されており、県はこれらの記載内容も含めて交付要件に照らし、補助金交付の要否を審査している。

この点、平成 28 年度に交付した補助金のうち 1 件について、平成 21 年という古い時点の待機児童数が記載されていたが、県の審査において看過されていた事例があった。仮に平成 28 年度の人数に置き換えた場合であっても支給要件を満たしていたため結果的に問題が生じるものではなかったものの、このように誤った記載が看過されていたということは、支給要件を満たさない状況であっても気づかれずに交付された可能性がある。

交付申請時の提出書類の内容に関し、県は深度ある審査を実施すべきである。

(2) 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討(結果)

施設整備型の補助金に関しては補助額が多額になる事例が多いものの、申請書類については「納付する消費税額」及び「消費税課税事業者であるか」等について、これらを明確にするような内容は求められていない。

補助金の公平性の観点からは補助対象者が最終負担していない仮払消費税は、補助対象経費からは除外されるべきであるが、この点交付要綱に明記はなく、県の運用は当該視点が欠けていると考える。

一方で、要綱の明記はない状況であるが、市町村から還付報告の実績はあり、3 百万円の返還処理がなされている事例もあった。ただし県は受け身の立場であり、一時的には各市町

村の運用に委ねている。

消費税込みで補助金を交付する場合は、仕入税額控除として最終的に自己負担しなかった仮払消費税の有無を補助対象事業者に確認するように市町村に求め、その結果を県へ文書で報告するとともに、自己負担しなかった消費税部分について補助金を返還するように交付要綱に明記する必要がある。

29. 宮城県施設型給付費等補助金

補助金等の名称	宮城県施設型給付費等補助金				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 27 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	児童福祉の推進を目的とするもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	子ども・子育て支援法第 27 条, 附則第 6 条及び第 9 条 宮城県施設型給付費等補助金交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	補助金				
補助対象経費	特定教育・保育に要する経費				
補助率	50%				
補助事業の概要	子ども・子育て支援法に基づき, 市町村が支弁する新制度移行幼稚園及び認定こども園の運営に係る費用の一部を補助し, 児童福祉の推進を図るもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	20	190	-	190	-
平成 28 年度実績	22	221	-	221	-
平成 29 年度予算	22	296	-	296	-

A) 制度概要

当補助金は、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とするため、子ども・子育て支援法に基づき市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助するものである。市町村が行う給付費の支給等に要する費用を交付の対象とすることから、県は市町村に対して支給を行っている。

B) 監査の結果および意見

(1) 補助金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当補助金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外としてできる規定となっている。しかしながら県は、各市町村からの申請受領時に、希望があれば「10月に交付金決定額の7割(予定)の金額で概算払する」として、希望のある市町村には概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。

概算払の理由としては「宮城県施設型給付費等補助金は、市町村が保育等を実施するための費用(人件費・事業費・管理費等)であり、日々保育等が実施され費用が生じていることから概算払とする」とのことであるが、概算払は県の補助金交付規則上はあくまで例外扱いである。概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わない現状は、補助金交付規則の趣旨を満たした運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

30. 宮城県母子父子家庭医療費助成事業補助金

補助金等の名称	母子・父子家庭医療費助成事業
所管部課	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	昭和59年度
事業終期年度	-
補助目的	ひとり親家庭への医療費助成
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱
主な補助対象者	市町村
補助金等の分類	医療費補助
補助対象経費	医療費一部負担額に要する経費
補助率	1/2以内
補助事業の概要	ひとり親家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進を図る。児童の医療費一部負担額を市町村が助成した場合、1/2を県が助成する。

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	35	223	-	223	-
平成 27 年度実績	35	215	-	215	-
平成 28 年度実績	35	207	-	207	-
平成 29 年度予算	-	200	-	200	-

A) 制度概要

当補助金は、母子・父子家庭の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、市町村が行う母子・父子家庭に対する医療費助成事業に要する経費について、2分の1以内の額を補助するものである。市町村が行う医療費助成事業に要する経費を交付の対象とすることから、県は市町村に対して支給を行っている。

B) 監査の結果および意見

(1) 補助対象事業の実績の検証(意見)

県は補助金交付申請の内容の検証を市町村に委任しており、市町村からの請求に対し補助金を交付している。市町村では、申請者の請求内容の事務処理を行い、これをとりまとめて自己財源での交付を行うとともに、県へ経費の一部を請求し、県では、これを受けて提出された書類をもとに交付処理を行っている。

ただし、県では市町村作成の書類が正しいものとして記載内容どおりの事務処理を行っているのみであり、当該確認は書類の形式的な確認に留まるものであった。そのため仮に各市町村で集計誤り等の誤謬が生じ、これが市町村側で看過された場合は、気づかれずに処理される可能性がある。

各市町村が窓口となっており、各市町村での確認はなされていると予想されるものの、当補助金に関しては県の財源での交付もあるため、県でも市町村に訪問し、市町村担当者とヒアリングを実施し、関連資料を閲覧する等、市町村の事務処理が適正に行われているかの観点から検証することが望まれる。

31. 32. 宮城県子どものための教育・保険給付費県費負担金

補助金等の名称	宮城県子どものための教育・保育給付費県費負担金(施設型給付費)
所管部課	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成 27 年度

事業終期年度	-				
補助目的	児童福祉の推進を目的とするもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	子ども・子育て支援法第 27 条, 附則第 6 条及び第 9 条 宮城県子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	負担金				
補助対象経費	特定教育・保育に要する経費				
補助率	25%				
補助事業の概要	子ども・子育て支援法に基づき, 市町村が支弁する施設型給付費及び委託費に係る県負担金を支弁し, 児童福祉の推進を図るもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	30	3,505	-	3,505	-
平成 28 年度実績	30	3,940	-	3,940	-
平成 29 年度予算	30	4,598	-	4,598	-

補助金等の名称	宮城県子どものための教育・保育給付費県費負担金(地域型保育給付費)				
所管部課	保健福祉部子育て支援課				
事業開始年度	平成 27 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	児童福祉の推進を目的とするもの。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	子ども・子育て支援法第 29 条, 附則第 9 条 宮城県子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	負担金				
補助対象経費	特定教育・保育に要する費用				
補助率	1/4				
補助事業の概要	子ども・子育て支援法に基づき, 市町村が支弁する地域型保育給付費に係る県費負担金を支弁し, 児童福祉の推進を図るもの。				

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	20	693	-	693	-
平成 28 年度実績	26	1,085	-	1,085	-
平成 29 年度予算	25	1,459	-	1,459	-

A) 制度概要

当負担金は、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とするため、子ども・子育て支援法に基づき市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助するものである。市町村が行う給付費の支給等に要する費用を交付の対象とすることから、県は市町村に対して支給を行っている。

B) 監査の結果および意見

(1) 負担金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当負担金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外としてできる規定となっている。しかしながら県は、各市町村からの申請受領時に、希望の有無を確認し、希望のある市町村には概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。

概算払の理由として起案上記載されているのは「子供のための教育・保育給付費は、市町村が保育等の実施を行う際の最低基準を維持するための費用(人件費・事業費・管理費等)であり、日々保育が実施され費用が生じていることから概算払とする」とのことであるが、概算払は交付要綱上はあくまで例外扱いであり、概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わず、一律に日々の運営費であることを理由として概算払する現状は、交付要綱の趣旨を満たした運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

33. 市町村地域生活支援事業費補助金

補助金等の名称	市町村地域生活支援事業費補助金
所管部課	保健福祉部 障害福祉課
事業開始年度	平成 18 年度

事業終期年度	-				
補助目的	<p>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず県民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条 ・地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 ・宮城県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱 				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づき市町村が行う地域生活支援事業に要する経費				
補助率	1/4				
補助事業の概要	地域の実情や利用者の状況に応じて市町村が独自の裁量で行う障害福祉サービス				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成26年度実績	35	306	-	306	-
平成27年度実績	35	303	-	303	-
平成28年度実績	35	294	-	294	-
平成29年度予算	35	341	-	341	-

A) 制度概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づいて、障害者及び障害児の生活を総合的に支援するために、市町村が行う地域生活支援事業に要する経費について、その経費の1/2を国が市町村に直接補助し、1/4を県が市町村に補助している。

B) 監査の結果および意見

(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討(結果・意見)

県は交付要綱に基づき、交付申請時と実績報告時に市町村長の証明印のある歳入歳出予算(見込)書抄本を提出させているが、歳入歳出予算(見込)書には補助対象事業経費の金額が記載されているケースと、補助対象経費以外の市町村が実施する経費も含まれた市町村全体としての予算(見込)金額が記載されているケースがある。県担当者によると、歳入歳出予算(見込)書を提出させる趣旨は、補助対象事業経費の予算措置がなされていることを確認するためおよび決算金額を確認するためとのことであるが、市町村全体としての予算(見込)金額が記載されているケースでは、補助対象経費について予算措置されていることおよび決算金額と一致していることが判然としない。

補助対象経費が予算措置されていることおよび決算金額と一致していることを確かめるためには、県は歳入歳出予算(見込)書に補助対象事業経費の金額を記載することを市町村に求めるべきである。(結果)

さらに、補助対象経費の金額は市町村長の押印がある交付申請書に添付されている所要額調書および実績報告書に添付されている積算調書に明記されているので、歳入歳出予算(見込)書の提出を求める必要性について、県と市町村の両方の補助金交付事務手続の効率化のためには提出を不要とすることも検討の余地があると思われる。(意見)

(2) 補助金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当補助金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。

概算払は県の補助金交付規則上はあくまで例外扱いであり、概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わない現状は、補助金交付規則の趣旨を満した運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

(3) 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討(結果)

当補助金は、市町村が直接実施した事業の他に、社会福祉法人等が実施した事業に対して市町村が補助金を交付した場合にも、市町村を通じて社会福祉法人等に対しても交付されている。また、補助対象経費には、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用

料及び賃借料、備品購入費等の消費税が課税されるものが含まれている。

社会福祉法人等が消費税の課税事業者であった場合、これらの経費に上乗せして支払った仮払消費税の全部または一部が仕入控除税額として自己負担していない可能性がある。県では他の多くの補助金交付要綱において、このような消費税の仕入控除税額が生じた場合には補助金を返還させる規定を設けているが、当補助金の交付要綱には、このような返還が規定されていない。

消費税込みで補助金を交付する場合は、仕入税額控除として最終的に自己負担しなかった仮払消費税の有無を補助対象事業者を確認するように市町村に求め、その結果を県へ文書で報告するとともに、自己負担しなかった消費税部分について補助金を返還するように交付要綱に明記する必要がある。

34. 35. 障害者福祉施設整備費補助金

補助金等の名称	障害者福祉施設整備費補助金				
所管部課	保健福祉部 障害福祉課				
事業開始年度	昭和 57 年				
事業終期年度	-				
補助目的	障害者総合支援法に規定された施設等の整備促進				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱				
主な補助対象者	法人				
補助金等の分類	施設整備補助				
補助対象経費	施設整備に要する経費				
補助率	3/4 以内				
補助事業の概要	社会福祉法人等が行う障害者総合支援法に規定された施設等の整備に係る費用の一部を補助するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	6	410	290	120	-
平成 27 年度実績	5	195	80	115	-
平成 28 年度実績	7	317	211	106	-
平成 29 年度予算	37	582	384	198	-

A) 制度概要

社会福祉施設の整備を図るため、社会福祉法人等が行う社会福祉施設等施設整備事業に

要する経費について、国と共に補助金を交付するものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付要綱での事前審査等の規定化(結果)

当補助金の交付申請希望者の募集から交付申請者の決定までの事務手続の手順は次のようになっている。

- ① 交付申請希望者の募集…県がホームページに補助金交付申請希望者の募集を掲載するとともに、社会福祉法人等に個別に募集の案内を送付する。
- ② 第一次審査(書類審査)…応募者から提出をうけた施設整備計画協議書等の書類を審査する。この審査は提出書類が募集要件を満たしているかを確認する。
- ③ 第二次審査(ヒアリング)…保健福祉部障害福祉課の職員 3 名が施設整備計画等についてのヒアリングを行い、県が事前に定めている審査項目に沿って 100 点満点で各希望者の申請内容を採点し、審査通過者を決定する。
- ④ 審査会審査…保健福祉部の次長、課長等で構成される「社会福祉施設等の整備に関する審査会」が第二次審査通過者の施設整備計画等を審査し、県として国庫補助協議を行う希望者を最終決定する。
- ⑤ 以上の結果選定された希望者について、県は希望者の施設整備計画協議書等の書類を国に提出して、国庫補助金交付の協議を国と行い、国庫補助金交付候補者が内示される。
- ⑥ 県は国から内示された国庫補助金交付候補者に対して補助金交付候補者となったことを内示し、内示を受けた補助金交付候補者は補助金交付申請書等を県に提出する。

以上のように補助金交付申請より以前に、県による第一次審査、第二次審査、審査会審査および国との協議による内示という事務手続を踏んでいるが、交付要綱にはそれらの事務手続が一切規定されておらず、通常の交付申請以降の事務手続が規定されている。

しかし、上記事務手続は補助対象事業者を選定する重要なプロセスであり、事務手続を明確にするため、県は実際行っている上記事務手続を交付要綱に定めるべきである。

(2) 交付要綱での選定基準の規定化・透明化および選定結果の透明化(意見)

上記の第二次審査は、障害福祉課の職員 3 名が、県が事前に定めている審査項目に沿って 100 点満点で各交付申請希望者の申請内容を採点する形で実施している。審査項目および配点は次のとおりとなっており、6 項目それぞれについて 3 個～16 個の主な視点が設けられている。

審査項目	配点
1. 整備計画の必要性・緊急性	30点
2. 施設整備計画の成熟度・整備内容の合理性	30点
3. 事業者の適格性	10点
4. 先駆性・施設設置地域への波及効果	10点
5. 県の重点施策との整合性	10点
6. 国の整備方針との整合性	10点
合計	100点

この第二次審査は、県における実質的な補助金交付候補者選定過程であり、交付申請希望者にとっては選定されるかどうかを左右する極めて重要なものであるが、審査項目、主な視点、配点は開示されていない。県は審査の基準を明確にするために交付要綱においてこれらの内容を明記するとともに、公平性を図るために交付申請希望者に事前に開示することが望まれる。

さらに審査した結果の透明化も図るため、交付申請希望者名を伏せるといった配慮をしつつ、交付申請希望者毎に各審査項目の得点を公表することが望まれる。

(3) 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討(結果)

交付要綱第 10 第 1 項には「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 6 号により速やかに知事に報告しなければならない。」と定められており、第 2 項には「知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定められている。

この点に関して、県は補助対象事業者から第 1 項の報告を受けていないが、報告すべき状況でないことを県から補助対象事業者に対して積極的な確認は行っていなかった。このような状況では、仮に補助対象事業者が報告すべき状況にあるにもかかわらず、報告を失念していたとしても、県ではそのような状況であることを知りえない。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

36. 障害者福祉施設整備費補助金(民間移譲対策費)

補助金等の名称	障害者福祉施設整備費補助金(民間移譲対策費)
所管部課	保健福祉部 障害福祉課
事業開始年度	平成 26 年度

事業終期年度	-				
補助目的	障害者支援施設「不忘園」の移転・建替				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	身体障害者療護施設宮城県不忘園の移譲に関する覚書 障害者支援施設整備費建築費等補助金交付要綱 等				
主な補助対象者	宮城県身体障害者福祉協会				
補助金等の分類	施設整備補助				
補助対象経費	建築工事, 設備・備品整備, 移転, 解体・撤去等				
補助率	10/10				
補助事業の概要	県が宮城県身体障害者福祉協会に移譲した障害者支援施設 「不忘園」の移転・建替に要する費用を補助するもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	10	-	10	-
平成 27 年度実績	1	53	-	53	-
平成 28 年度実績	1	819	-	819	-
平成 29 年度予算	1	822	-	822	-

A) 制度概要

旧宮城県不忘園は昭和 42 年に施設内学校を有する県直営の肢体不自由児施設として開設されたが、民間移譲を進める県の施策に従って平成 23 年度に補助対象事業者が無償譲渡された。譲渡時点で施設が老朽化しており、平成 22 年度に補助対象事業者と締結していた譲渡に関する覚書において、旧施設と内容や規模が同じレベルの施設に建替える費用は県が全額補助することとしていたものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 概算払請求書における概算払の理由欄の記載(結果)

平成 28 年 9 月に建築工事費および工事監理費に関する概算払 819,150 千円の請求書が補助対象事業者から県に提出され、10 月に県から補助対象事業者へ概算払されている。交付要綱に定められている概算払請求書の様式には、「概算払を必要とする理由」を記載する欄が設けられているが、補助対象事業者が県に提出した請求書ではこの欄が削除されており、概算払を必要とする理由が請求書に記載されていない。他方、概算払に関する県の起案文書には、「工事請負契約及び監理業務委託契約にて定めてある前払金支払いの為。」と概算払の理由が記載されている。確かに補助対象事業者と建設工事請負業者との間で締結された工事請負契約書には、前払金として、「請負金額の内 813,670,000 円を障害者支援施設整備費建築費等補助金の交付後 10 日以内に現金支払い」と記載されており、工事請負契約書の提出を受けている県はその内容を把握しているところではあるが、県が一方的に概算払の

理由を決めるのではなく、交付要綱の様式に従い、補助対象事業者に概算払を必要とする理由を記載するように求める必要がある。

(2) 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討(結果)

交付要綱第 11 第 1 項には「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 号により速やかに知事に報告しなければならない。」と定められており、第 2 項には「知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。」と定められている。

この点に関して、県は補助対象事業者から第 1 項の報告を受けていないが、報告すべき状況でないことを県から補助対象事業者に対して積極的な確認は行っていなかった。このような状況では、仮に補助対象事業者が報告すべき状況にあるにもかかわらず、報告を失念していたとしても、県ではそのような状況であることを知りえない。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

37. 心身障害者医療費助成事業

補助金等の名称	心身障害者医療費助成事業
所管部課	保健福祉部 障害福祉課
事業開始年度	昭和 47 年度
事業終期年度	-
補助目的	重度の心身障害者の疾病に対する早期治療と、経済的負担の軽減を目的とするもの
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	心身障害者医療助成事業補助金交付要綱
主な補助対象者	市町村
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	市町村が支弁する心身障害者医療費助成事業助成金
補助率	1/2
補助事業の概要	障害者が医療を受けた時の一部負担金を助成する市町村事業に対して、宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱により県が間接補助しているもの

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	35	1,886	-	1,886	-
平成 27 年度実績	35	1,864	-	1,864	-
平成 28 年度実績	35	1,867	-	1,867	-
平成 29 年度予算	35	2,139	-	2,139	-

A) 制度概要

所得制限等の一定の条件に該当する重度心身障害者の医療費自己負担分を市町村が全額補助しているが、そのうち 1/2 を県が市町村に対して補助するものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付申請書の提出期限の順守(結果)

当補助金の交付申請書は、6 月末までに提出することが交付要綱に規定されているが、35 市町村のうち 2 市からの交付申請書は、提出期限経過後の平成 28 年 7 月に提出されている。交付申請書は、市町村の平成 28 年度当初予算を基礎に作成されており、6 月末までに提出できない特段の事情は認められない。当補助金の性格を考慮すると、提出期限経過を理由に補助金を交付しないということは通常想定されないものであり、県は市町村に対して提出期限を厳守するように、より一層指導する必要がある。

(2) 実績報告書の提出期限の順守(結果・意見)

当補助金の実績報告書は、4 月 20 日までに提出することが交付要綱に規定されているが、35 市町村のうち 2 市からの実績報告書は、提出期限経過後の平成 29 年 4 月 24 日と 26 日に提出されている。市町村側の平成 28 年度の実績集計事務工数を考慮すると 4 月 20 日の提出期限はタイトスケジュールではあるものの、県は市町村に対して提出期限を厳守するように、より一層指導する必要がある。(結果)

また、このようなタイトスケジュールを回避するため、実績報告書の提出期限を 4 月 20 日と規定している補助金等交付規則および交付要綱を改正することや補助事業の対象期間を 4 月～3 月の年度から、1 月～12 月の暦年に変更するといった抜本的な改善策も検討の余地があると思われる。(意見)

(3) 歳入歳出予算(見込)書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討(結果・意見)

県は交付要綱に基づき、交付申請時と実績報告時に市町村長の証明印のある歳入歳出予算(決算)書抄本を提出させているが、歳入歳出予算(決算)書には補助対象事業経費の金額が記載されているケースと、補助対象経費以外の市町村が実施する経費も含まれた市町村全体としての予算(決算)金額が記載されているケースがある。県担当者によると、歳入歳出予

算(決算)書を提出させる趣旨は、補助対象事業経費の予算措置がなされていることを確認するためおよび決算金額を確認するためとのことであるが、市町村全体としての予算(決算)金額が記載されているケースでは、補助対象経費について予算措置されていることおよび決算金額と一致していることが判然としない。

補助対象経費が予算措置されていることおよび決算金額と一致していることを確かめるためには、県は歳入歳出予算(決算)書に補助対象事業経費の金額を記載することを市町村に求めるべきである。(結果)

さらに、補助対象経費の金額は市町村長の押印がある交付申請書に添付されている所要額調書および実績報告書に添付されている積算調書に明記されているので、歳入歳出予算(決算)書の提出を求める必要性について、県と市町村の両方の補助金交付事務手続の効率化のためには提出を不要とすることも検討の余地があると思われる。(意見)

(4) 交付申請書および実績報告書の添付書類の様式の規定化(結果)

当補助金の交付申請書には補助金所要額調書等の補助対象経費等の明細資料が添付されており、実績報告書には補助金精算調書等の補助対象経費等の明細資料が添付されている。これらの明細資料の様式は県が定めて市町村に配付しているが、その様式は交付要綱には定められていない。

県が補助対象事業者に対して提出を求める書類の様式については、補助金交付事務の明確化、透明化を図るため交付要綱に定めるべきであり、当補助金についても、他の補助金と同様に、交付要綱において補助金交付事務に関する書類の様式を定める必要がある。

38. 障害者自立支援給付費負担金

補助金等の名称	障害者自立支援給付費負担金
所管部課	保健福祉部 障害福祉課
事業開始年度	平成 18 年度
事業終期年度	-
補助目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援給付の適切な実施を目的とするもの
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	障害者総合支援法第94条 宮城県障害者自立支援給付費負担金交付要綱
主な補助対象者	市町村
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	市町村が支弁する障害者自立支援給付費(障害者分)

補助率	1/4				
補助事業の概要	障害者総合支援法に基づき、支給決定障害者等が、指定障害福祉サービスを受けた場合に市町村が支弁する介護給付費等について、県がその一部を負担するもの				
補助金交付実績(予算)	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
とその財源	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	35	6,784	-	6,784	-
平成 27 年度実績	35	7,218	-	7,218	-
平成 28 年度実績	35	7,716	-	7,716	-
平成 29 年度予算	35	8,092	-	8,092	-

A) 制度概要

障害者総合支援法に基づき、障害者が障害福祉サービスを受けた場合に市町村が支弁する介護給付費等の 1/4 を県が負担するものである。これとは別に国は介護給付費等の 1/2 を負担しており、市町村の実質負担は 1/4 となっている。県および国の負担割合は障害者総合支援法に規定されているものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討(結果・意見)

県は交付要綱に基づき、交付申請・変更交付申請時と実績報告時に市町村長の証明印のある歳入歳出予算(見込)書抄本を提出させているが、歳入歳出予算(見込)書には補助対象事業経費の金額が記載されているケースと、補助対象経費以外の市町村が実施する経費も含まれた市町村全体としての予算(見込)金額が記載されているケースがある。県担当者によると、歳入歳出予算(見込)書を提出させる趣旨は、補助対象事業経費の予算措置がなされていることを確認するためおよび決算金額を確認するためとのことであるが、市町村全体としての予算(見込)金額が記載されているケースでは、補助対象経費について予算措置されていることおよび決算金額と一致していることが判然としない。

補助対象経費が予算措置されていることおよび決算金額と一致していることを確かめるためには、県は歳入歳出予算(見込)書に補助対象事業経費の金額を記載することを市町村に求めるべきである。(結果)

さらに、補助対象経費の金額は市町村長の押印がある交付申請書に添付されている所要額調書および実績報告書に添付されている積算調書に明記されているので、歳入歳出予算(見込)書の提出を求める必要性について、県と市町村の両方の負担金交付事務手続の効率化のためには提出を不要とすることも検討の余地があると思われる。(意見)

(2) 概算払の方針の規定化(意見)

県は平成 28 年 12 月に交付決定と第 1 回目の概算払(交付決定額の 70%)を行い、市町村からの変更交付申請に基づいて 3 月に変更交付決定と第 2 回目の概算払(変更後交付決定額の残額)を行っているが、交付要綱には概算払ができる旨のみが規定されている。

県は第 1 回目に 70%に相当する金額の概算払請求書を県に提出するように市町村に通知している。すなわち、形式的には交付要綱に市町村からの請求に基づいて概算払ができるという規定があるが、実態は必ず概算払することになっており、県から市町村に対して、概算払請求書を提出するように通知しているのである。このような運用にすれば、形式も実態に合わせ、交付要綱に 12 月に第 1 回目の概算払 70%、3 月に第 2 回目の概算払残額と明記することが望ましい。

また、従来から 12 月と 3 月の 2 回に分けて概算払しているが、市町村側に 12 月概算払のニーズは乏しいとのことであり、概算払を 3 月の 1 回のみに変更することにより、申請する側である市町村と審査する側である県の双方の事務効率の向上を図ることを検討する余地がある。

39. 自立支援医療(更生医療)給付費負担金

補助金等の名称	自立支援医療(更生医療)給付費負担金
所管部課	保健福祉部 障害福祉課
事業開始年度	昭和 33 年度
事業終期年度	-
補助目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援医療(更生医療)の適切な実施を目的とするもの
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	障害者総合支援法第 94 条 宮城県自立支援医療費(更生医療)負担金交付要綱
主な補助対象者	市町村
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	市町村が支弁する自立支援医療費(更生医療)
補助率	1/4
補助事業の概要	障害者総合支援法に基づき、その障害者の更生のために必要な医療(更生医療)を、知事が指定した指定自立支援医療機関から受けた場合に市町村が支弁する自立支援医療費について、県がその一部を負担するもの

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	35	605	-	605	-
平成 27 年度実績	35	635	-	635	-
平成 28 年度実績	35	683	-	683	-
平成 29 年度予算	35	685	-	685	-

A) 制度概要

障害者総合支援法に基づき、障害者の更生のために必要な医療について、市町村が支弁する自立支援医療費の 1/4 を県が負担するものである。これとは別に国は自立支援医療費の 1/2 を負担しており、市町村の実質負担は 1/4 となっている。県および国の負担割合は障害者総合支援法に規定されているものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 負担金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当負担金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。

概算払は交付要綱上はあくまで例外扱いであり、概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わない現状は交付要綱の趣旨を満たした運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

40. 障害者自立支援給付費負担金(児)

補助金等の名称	障害者自立支援給付費負担金(児)
所管部課	保健福祉部 障害福祉課
事業開始年度	平成 18 年度
事業終期年度	-

補助目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援給付の適切な実施を目的とするもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	障害者総合支援法第94条 宮城県障害者自立支援給付費負担金交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	市町村が支弁する障害者自立支援給付費(障害児分)				
補助率	1/4				
補助事業の概要	障害者総合支援法に基づき、支給決定障害者等が、指定障害福祉サービスを受けた場合に市町村が支弁する介護給付費等について、県がその一部を負担するもの				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	28	140	-	140	-
平成 27 年度実績	31	118	-	118	-
平成 28 年度実績	24	122	-	122	-
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

*平成 29 年度から 38.障害者自立支援給付費負担金へ統合

A) 制度概要

38.障害者自立支援給付費負担金と同様であるが、障害者が児童の部分である。

B) 監査の結果および意見

38.参照。

41. 障害児通所給付費負担金

補助金等の名称	障害児通所給付費負担金
所管部課	保健福祉部 障害福祉課
事業開始年度	平成 24 年度
事業終期年度	-
補助目的	児童福祉法に基づく障害児通所支援給付の適切な実施を目的とするもの

根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	児童福祉法第55条 宮城県障害児入所給付費等負担金及び入所医療費等負担金 交付要綱				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	市町村が支弁する障害児通所給付費				
補助率	1/4				
補助事業の概要	児童福祉法に基づき、障害児が障害児通所支援を受けた場合に、市町村が支弁する障害児通所給付費について、県がその一部を負担するもの				
助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成26年度実績	32	724	-	724	-
平成27年度実績	32	861	-	861	-
平成28年度実績	32	1,055	-	1,055	-
平成29年度予算	35	1,199	-	1,199	-

A) 制度概要

児童福祉法に基づき、障害児が障害児通所支援を受けた場合に、市町村が支弁する障害児通所給付費の1/4を県が負担するものである。これとは別に国は障害児通所給付費の1/2を負担しており、市町村の実質負担は1/4となっている。県および国の負担割合は児童福祉法に規定されているものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本の記載内容の見直しおよび必要性の検討(結果・意見)

県は交付要綱に基づき、交付申請時と実績報告時に市町村長の証明印のある歳入歳出予算(決算)書抄本を提出させているが、歳入歳出予算(決算)書には補助対象事業経費の金額が記載されているケースと、補助対象経費以外の市町村が実施する経費も含まれた市町村全体としての予算(決算)金額が記載されているケースがある。県担当者によると、歳入歳出予算(決算)書を提出させる趣旨は、補助対象事業経費の予算措置がなされていることを確認するためおよび決算金額を確認するためとのことであるが、市町村全体としての予算(決算)金額が記載されているケースでは、補助対象経費について予算措置されていることおよび決算金額と一致していることが判然としない。

補助対象経費が予算措置されていることおよび決算金額と一致していることを確かめるためには、県は歳入歳出予算(決算)書に補助対象事業経費の金額を記載することを市町村に求めるべきである。(結果)

さらに、補助対象経費の金額は市町村長の押印がある交付申請書に添付されている所要額調書および実績報告書に添付されている積算調書に明記されているので、歳入歳出予算（決算）書の提出を求める必要性について、県と市町村の両方の負担金交付事務手続の効率化のためには提出を不要とすることも検討の余地があると思われる。（意見）

(2) 負担金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当負担金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要な理由も起案上明記はされていない状況でもある。

概算払は交付要綱上はあくまで例外扱いであり、概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わない現状は、交付要綱の趣旨を満たした運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

42. みやぎ企業立地奨励金

補助金等の名称	みやぎ企業立地奨励金
所管部課	経済商工観光部産業立地推進課
事業開始年度	平成 20 年度
事業終期年度	平成 29 年度
補助目的	企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用の機会の拡大を図り、もって、県民生活の安定と向上に資するため
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	みやぎ企業立地奨励金交付要綱
主な補助対象者	県内に工場等を新設又は増設する企業等
補助金等の分類	施設整備費補助
補助対象経費	工場等の立地のために取得又は賃借した工場等を構成する固定資産又は償却資産
補助率	1.5～20%

補助事業の概要	県内に工場等を新設又は増設した企業に対し、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて奨励金を交付				
補助金交付実績(予算)	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
とその財源	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	23	1,911	-	1,911	-
平成 27 年度実績	17	1,574	-	1,574	-
平成 28 年度実績	24	2,356	-	2,356	-
平成 29 年度予算	39	3,400	-	3,400	-

A) 制度概要

企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用の機会の拡大を図り、もって、県民生活の安定と向上に資するため、県内に工場等を新設又は増設する企業等に対し、県は奨励金を交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 奨励金交付要件の抜本的見直し(意見)

奨励金交付額は、交付要綱 別表 1(第 9 関係)に当てはめて、投下固定資産額と新規雇用者数によって決まる奨励金交付率を適用して算定することとなっている。例えば、工場等を新設する場合の奨励金交付率を決定する表は以下のようになっている。

区分	奨励金交付率	奨励金交付限度額
投下固定資産額が 100 億円以上であり、かつ、新規雇用者数が 300 人以上のもの	10%	40 億円
投下固定資産額が 50 億円以上であり、かつ、新規雇用者数が 100 人以上のもの	10%	20 億円
投下固定資産額が 20 億円以上であり、かつ、新規雇用者数が 50 人以上のもの	7%	7 億円
投下固定資産額が 1 億円以上であり、かつ、新規雇用者数が 20 人以上のもの	5%	5 億円
投下固定資産額が 1 億円以上であり、かつ、新規雇用者数が 3 人以上のもの	3%	3 億円

上記のとおり、奨励金の交付を受けるためには工場設備等の投資のみならず、一定数以上の新規雇用が求められている。この結果、例えば、投下固定資産額が 100 億円以上であっても、新規雇用者数が 20 人に満たない場合には、奨励金交付率が最低の 3%となってしまうこと

になる。

通常、工場等の新設は雇用の拡大につながると考えられるが、昨今の工場あるいは倉庫は設備のオートメーション化が顕著であり、投下固定資産額が拡大しても新規雇用者数はそれほど増加しない事例も増えている。当奨励金制度が導入された平成 20 年度とは投下固定資産額と新規雇用者数の相関関係も変化しており、大型投資と雇用拡大の同時達成を求める現在の奨励金の交付要件は時代にマッチしなくなっていることが懸念される。

企業誘致は、地元周辺企業の取引量を増加させ、地域を活性化させ、その結果として税収を増加させるなどの経済波及効果が大きく、県の経済発展に寄与することが期待できるが、今の奨励金算定方法はオートメーション化の進んだ企業の誘致には貢献しないものとなっている。一方、新規雇用の拡大も企業誘致によって期待される重要な要素であるが、投下固定資産額が少ない労働集約的な企業にとっては誘因の少ない制度となっている。

企業が大型の投資を行って経済活動をすることは、地域経済にプラスの経済波及効果が期待でき、当該奨励金は大型投資のための呼び水、施設整備補助である。設備整備補助は設備投資額で判断すべきものである一方、雇用助成は新規雇用者数で判断すべきものであり、設備投資助成と雇用助成を区別して、それぞれの算定基準で補助することが適当と考える。

43. 宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

補助金等の名称	宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金
所管部課	経済商工観光部産業立地推進課
事業開始年度	平成 14 年度
事業終期年度	-
補助目的	原子力発電施設等周辺地域に立地した企業に対して給付金を交付する事業を一般財団法人電源地域振興センターに実施させることにより、原子力発電施設等周辺地域へ企業の立地を促進し、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とするもの。
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	電源開発促進対策特別会計法 電源開発促進対策特別会計法施行令 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領 宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

	宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金交付事業実施要領 宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金交付事業業務手引書				
主な補助対象者	一般財団法人電源地域振興センター				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	一般財団法人電源地域振興センターが原子力発電施設等周辺地域(石巻市の一部及び女川町)に起業した企業に対して給付金を交付する「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金交付事業」の実施に要する費用(電源地域振興センターの事務費を含む)の10/10。				
補助率	10/10 補助				
補助事業の概要	原子力発電施設周辺地域に工業, 事業所を新設, 増設または移転する企業に対して, 企業立地後一定期間(8年間)にわたり, 電気料金の一定割合に相当する給付金が国から交付される。当該交付事務を行う一般社団法人電源地域振興センターに対して, 国, 県を通じて10/10補助している。				
補助金交付実績(予算)とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成26年度実績	2	627	627	—	—
平成27年度実績	2	581	581	—	—
平成28年度実績	2	559	559	—	—
平成29年度予算	2	616	616	—	—

A) 制度概要

原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、財団法人電源地域振興センターが行う宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に要する経費について、センターに対し、県は補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

44. 宮城県貨物運輸振興事業費補助金

補助金等の名称	宮城県貨物運輸振興事業費補助金				
所管部課	経済商工観光部商工金融課				
事業開始年度	昭和 51 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	地域交通における輸送サービスの改善と充実を図るため				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	運輸事業の振興の助成に関する法律 宮城県貨物運輸振興事業費補助金交付要綱				
主な補助対象者	公益社団法人宮城県トラック協会				
補助金等の分類	事業費補助等				
補助対象経費	貨物自動車運送適正化事業等の実施に要する経費				
補助率	10/10 以内				
補助事業の概要	貨物自動車運送適正化事業, 交通安全対策事業, 緊急輸送体制整備事業, 輸送サービス改善事業, 広報事業等				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	517	-	517	-
平成 27 年度実績	1	485	-	485	-
平成 28 年度実績	1	516	-	516	-
平成 29 年度予算	1	505	-	505	-

A) 制度概要

県は、地域交通における輸送サービスの改善と充実を図るため、県内のトラック運送事業者によって構成される公益社団法人宮城県トラック協会が行う宮城県貨物運輸振興事業に要する経費について補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付申請時における必要書類の提出漏れ(結果)

交付要綱では、補助金交付申請書には「定款、会員名簿及びその会員の保有する営業用トラックの登録台数」の書類を添付しなければならないとされているが、申請書には当該書類は添付されていなかった。

このため、県は交付申請に添付すべきとされる書類が揃っていないにもかかわらず申請書を収受し、必要書類が揃う前に交付決定を行っていたことになる。補助金等交付規則第 4 条

では、「申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査」したうえで、補助金等の交付の決定をするものと定めている。

県は補助金の交付決定前に、交付申請書類の審査を厳格に行うべきである。

45. 中小企業経営資源強化対策費補助金

補助金等の名称	中小企業経営資源強化対策費補助金				
所管部課	経済商工観光部中小企業支援室				
事業開始年度	平成 15 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	中小企業支援法第7条第1項の規定により指定を受けた都道府県中小企業支援センターが行う中小企業経営資源対策事業に要する経費を補助することを目的とする。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	中小企業支援法第7条第1項 宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱				
主な補助対象者	公益財団法人みやぎ産業振興機構				
補助金等の分類	団体運営費補助、事業費補助				
補助対象経費	中小企業経営資源強化対策事業に要する経費				
補助率	10/10 以内				
補助事業の概要	都道府県中小企業支援センター(みやぎ産業振興機構)が県内中小企業者の抱える経営課題解決のために行う相談事業、専門家派遣事業、情報提供事業等を支援する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	176	-	176	-
平成 27 年度実績	1	178	-	178	-
平成 28 年度実績	1	177	-	177	-
平成 29 年度予算	1	179	-	179	-

A) 制度概要

県は、地域の中小企業の振興と経営の安定に寄与するため、中小企業支援法第7条第1項の規定により指定を受けた都道府県等中小企業支援センターが行う中小企業経営資源強化対策事業に要する経費について補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

46. 中小企業連携組織対策事業費補助金

補助金等の名称	中小企業連携組織対策事業費補助金				
所管部課	経済商工観光部商工金融課				
事業開始年度	昭和 45 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	中小企業の連携、組織化、中小企業団体の育成、指導				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	中小企業基本法, 中小企業等協同組合法, 中小企業団体の組織に関する法律, 宮城県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱(県要綱)				
主な補助対象者	宮城県中小企業団体中央会				
補助金等の分類	団体運営費補助、事業費補助				
補助対象経費	中小企業連携組織推進指導事業に要する経費				
補助率	10/10 以内(一部 2/3 以内)				
補助事業の概要	中小企業の連携及び組織化の推進並びに中小企業団体の育成及び指導の促進を図るため、宮城県中小企業団体中央会が行う中小企業連携組織推進指導事業				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	148	-	148	-
平成 27 年度実績	1	147	-	147	-
平成 28 年度実績	1	150	-	150	-
平成 29 年度予算	1	156	-	156	-

A) 制度概要

県は、中小企業の連携および組織化の推進ならびに中小企業団体の育成および指導の促進を図るため、宮城県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費ならびに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他知事が認める団体(以下「組合等」という。)が行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について、中央会が当該

組合等に補助する場合の当該補助に要する経費について補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 実地指導の推進(意見)

中央会には18名の指導員が所属し、組合等に対して現地を訪問しての実地指導や相談室での個別相談を行っているが、平成 28 年度の指導件数および相談件数は前年度に比べて減少しており、特に現地を訪問しての実地指導が大きく減少している。

	平成 27 年度	平成 28 年度	増減	増減率
実地指導件数	1,621 件	1,254 件	▲367 件	▲22.6%
相談室相談件数	2,805 件	2,769 件	▲36 件	▲1.3%
合計	4,426 件	4,023 件	▲403 件	▲9.1%

担当者の説明によると、指導件数が減少した主な理由は以下のとおりである。

震災復興進展による相談件数の減少	▲198 件(467 件→269 件)
複雑な定款変更等の減少による相談件数の減少	▲127 件(762 件→635 件)
個別相談から合同相談会開催に変更したこと等による税務相談件数の減少	▲46 件(58 件→12 件)
組合設立件数の減少による相談件数の減少	▲42 件(61 件→19 件)

東日本大震災から6年が経過し、震災復興関連の相談件数が減少するのは自然な流れだが、事務所での窓口相談あるいは電話相談がほぼ横ばいなのに対し、実地指導件数が大きく減少していることは、「待ちの指導」に軸足を移したフットワークの悪さが懸念される。

県は中央会に対して、中小企業の伴走者としてより積極的に現地訪問するよう改善指導することが望まれる。

(2) 組合等への監査結果に対する改善措置への指導(意見)

中央会による組合等への監査結果の記載は、平成 26 年度から平成 28 年度まで3年間連続で判を押したように以下の記載が続いている。

- ① 組織:組合法に規定する組合員名簿を作成していない組合が多いほか、役員就任承諾書や辞任届等の文書不収受等についての不備が散見される。
- ② 管理:平成 19 年改正組合法施行により変更になった、決算から通常総会開催までの一連の召集手続き等について不適正が多いほか、代表理事の変更登記及び出資金の変更登記を行っていない組合が散見される。

監査で每期繰り返されている上記指摘は、法令違反にあたるものである。法令違反が複数

の組合で発見されているにもかかわらず、毎期同様の指摘が続いているのは、中央会の組合等への指導不足に留まらず、県の中央会への指導不足の結果と言われても仕方がない。

県は中央会に対して、改善措置が取られるように強く指導する必要があると考える。

47. 小規模事業経営支援事業費補助金

補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金				
所管部課	経済商工観光部商工金融課				
事業開始年度	昭和 45 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	商工会, 商工会議所及び県商工会連合会が行う小規模事業者等の経営等の改善発達を支援する事業等に対して補助金を交付し, 小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 ・宮城県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱 				
主な補助対象者	商工会, 商工会議所, 商工会連合会				
補助金等の分類	団体運営費補助, 事業費補助				
補助対象経費	商工会等が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費				
補助率	10/10 以内				
補助事業の概要	経営指導員等による小規模事業者等に対する経営相談支援や経営課題に関する講習会開催等				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	13	1,857	-	1,857	-
平成 27 年度実績	17	1,883	-	1,883	-
平成 28 年度実績	12	1,879	-	1,879	-
平成 29 年度予算	12	1,962	-	1,962	-

A) 制度概要

県は、小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として商工会、商工会議所および宮城県商工会連合会が行う小規模事業者等の経営または技術の改善発達のための事業

等に要する経費について補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

48. 経営体育成支援事業

補助金等の名称	経営体育成支援事業				
所管部課	農林水産部農業振興課				
事業開始年度	平成 25 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	担い手の育成・確保を図るため				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱				
主な補助対象者	市町村(農業者)				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	農業用施設・機械等の導入に対する経費				
補助率	3/10 以内				
補助事業の概要	地域農業の担い手に位置づけられた経営体の育成・確保を図るため、国が指定する金融機関から融資を受け、農業用施設・機械等を導入する経営体に対し、その導入経費を補助する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	3	33	33	-	-
平成 27 年度実績	9	91	88	3	-
平成 28 年度実績	6	158	158	-	-
平成 29 年度予算	-	102	102	-	-

※27 年度は被災農業者向け事業(9 月豪雨)を含む。

A) 制度概要

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体等に対し農業用機械等の導入を支援する。

①融資主体補助型経営体育成支援事業

適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等(トラクター、田植え機、コンバイン等)を取得する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成する(融資残補助事業)。

②条件不利地域補助型経営体育成支援事業

経営規模の小規模・零細な地域等における意欲ある経営体が経営の高度化を図るために必要となる共同利用機械等の取得に要する経費を助成する。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

49. 50. 新規就農者確保事業

補助金等の名称	新規就農者確保事業(準備型)(経営開始型)
所管部課	農林水産部農業振興課
事業開始年度	平成 24 年度
事業終期年度	-
補助目的	農業の次世代を担う農業者の確保, 育成
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	農業人材力強化総合支援事業実施要綱
主な補助対象者	青年農業者等育成センター及び市町村
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	青年就農給付金及び交付に要する経費
補助率	100%

補助事業の概要	① 準備型:就農前の研修を後押しする資金(年間150万円×最長2年間) ② 経営開始型:就農直後の経営確立を支援する資金(年間最大150万円×最長5年間) を交付する国の事業(国から全国農業会議所を經由して県に交付されるため、財源は諸収入扱い)				
補助金交付実績(予算)とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成26年度実績	123	154	-	-	154
平成27年度実績	158	212	-	-	212
平成28年度実績	177	238	-	-	238
平成29年度予算	247	355	-	-	355

A) 制度概要

県は、青年農業者等育成センターおよび市町村が行う青年就農給付金事業に要する経費について、補助金を交付している。当補助金には次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(準備型)および就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型)の2種類がある。

(1) 青年就農給付金事業(準備型)

次世代を担う農業者となることを目指し、県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、青年農業者等育成センターを通じて、年間150万円を最長2年間交付するものである。

(2) 青年就農給付金事業(経営開始型)

次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プラン(集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための計画)に位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者(市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者)に対し、市町村を通じて、年間最大150万円を最長5年間交付するものである。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

51. 農地中間管理事業

補助金等の名称	農地中間管理事業				
所管部課	農林水産部農業振興課				
事業開始年度	平成 26 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現すること。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	農地集積・集約化対策事業実施要綱 農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱				
主な補助対象者	農地中間管理機構				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	機構の運営及び業務委託等に要する経費				
補助率	定額				
補助事業の概要	機構が借受希望者の募集, 配分計画の作成, 評価委員会の開催, 委託契約業務, 相談窓口業務等を行う場合の運営活動に要する経費及びJA等への業務委託に要する経費に対して補助金を交付する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	97	51	—	46
平成 27 年度実績	1	131	131	—	—
平成 28 年度実績	1	147	—	—	147
平成 29 年度予算	1	240	—	63	177

A) 制度概要

県は農業の競争力強化に不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構(以下、「機構」という。)、市町村、農業委員会および農業委員会ネットワーク機構が行う農地中間管理機構運営事業、機構集積協力金交付事業および機構集積支援事業に要する経費について、機構等に対して補助金を交付している。機構は、農地中間管理事

業として、農用地等を地主から借入れ、農用地等の農地中間管理権を取得し、必要な場合には基盤整備等の簡易な条件整備を行い、農用地等の借受希望者に再配分(貸付け)を行っている。事業を実施するに当たり、機構は、円滑な事業の推進を図るため、その業務の一部を市町村等に委託している。

補助金交付財源は年度によって異なっている。上表の財源の「その他」は県が国費を造成した基金である。平成 26 年度は県が基金と国庫補助金を合わせ、機構に補助金を交付している。平成 27 年度は基金を使用せず、全額国庫補助金を交付している。平成 28 年度は全額基金から補助金を交付している。平成 29 年度予算では県も事業費の 3 割負担すべきとの国の指導があったことから、3 割の県費を予算措置している。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付申請時の必要書類の提出漏れ(結果)

交付要綱では交付申請時に補助対象事業者は県に対して以下の書類を提出することが定められている。

- ① 市町村の補助金交付規程又は要綱等
- ② 定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- ③ 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿等
- ④ 納税証明書

このうち、平成 28 年度の交付申請時に補助対象事業者から県に提出されていた書類は②の一部である収支予算のみであり、それ以外の書類は提出されていなかった。

要綱に記載されている必要書類が提出されていないことは要綱違反である。この点、補助対象事業者も県の担当者も提出が必要である事実を失念していたとのことであった。

交付要綱に従って必要書類の提出を求めるべきである。

52. 担い手確保・経営強化支援事業

補助金等の名称	担い手確保・経営強化支援事業
所管部課	農林水産部農業振興課
事業開始年度	平成 28 年度
事業終期年度	平成 28 年度
補助目的	担い手の育成・確保を図るため
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

主な補助対象者	市町村(農業者)				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	農業用施設・機械等の導入に対する経費				
補助率	1/2 以内				
補助事業の概要	次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、国が指定する金融機関から融資を受け、農業用施設・機械等を導入する経営体に対し、その導入経費を補助する。				
補助金交付実績(予算)とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	-	-	-	-	-
平成 28 年度実績	14	405	405	-	-
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

A) 制度概要

当補助金は基本的に「48. 経営体育成支援事業」と同じスキームであり、国が環太平洋パートナーシップ協定対策によって打ち出した補正予算による補助金である。当補助金は適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区等において、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援することを目的としている事業である。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

53. 機構集積協力金交付事業

補助金等の名称	機構集積協力金交付事業
所管部課	農林水産部農業振興課
事業開始年度	平成 26 年度

事業終期年度	-				
補助目的	担い手への農地集積・集約化を図るため				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	農地集積・集約化対策事業実施要綱 農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱				
主な補助対象者	農地所有者や地域等				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	担い手への農地集積・集約化等を図るための経費				
補助率	定額				
補助事業の概要	農地中間管理機構へ農地を貸し付けた地域や農地所有者等に対し、まとまった農地を貸し付けた場合の地域集積協力金、経営転換やリタイヤする農業者等が貸し付けた場合の経営転換協力金、農地の連担化に寄与するよう貸し付けた場合の耕作者集積協力金等を交付する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	20	195	-	-	195
平成 27 年度実績	29	1,394	-	-	1,394
平成 28 年度実績	29	796	698	-	98
平成 29 年度予算	-	696	696	-	-

A) 制度概要

当補助金は農地中間管理機構の事業による農地の有効利用と農業経営の効率化を図るべく、農用地等の出し手に対する金銭的インセンティブを与える補助金である。機構に出し手が農地を提供することで、分散した農地利用から、集約した農地利用へと転換し、農地の有効的かつ効率的な利用を図ることが可能となることを意図している。

機構への農地の出し手に対する協力金のメニューとしては、①農地中間管理機構へ農地を貸し付けた地域に対し、まとまった農地を貸し付けた場合の地域集積協力金(地域タイプ)、②経営転換やリタイヤする農業者等が貸し付けた場合の経営転換協力金(個人タイプ)、③農地の連担化に寄与するよう貸し付けた場合の耕作者集積協力金等(個人タイプ)の3つがある。

財源がその他(県が国費を造成した基金)から国庫補助金へ移行していることについては、

平成 28 年度で基金(機構集積協力金交付事業勘定)が枯渇する見通しとなったことから、平成 28 年度より財源不足分が通常の国庫補助金として交付されているためである。

B) 監査の結果および意見
 該当なし。

54. 産地パワーアップ事業

補助金等の名称	産地パワーアップ事業				
所管部課	農林水産部農産園芸環境課				
事業開始年度	平成 28 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	産地の収益力向上の実現を目的とするもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	宮城県産地パワーアップ事業に係る取組主体助成金交付要綱				
主な補助対象者	農業者, 農業者の組織する団体				
補助金等の分類	施設整備費補助				
補助対象経費	施設整備及び機械リース導入等に係る経費				
補助率	1/2 以内				
補助事業の概要	産地の収益力向上の実現に向け, 生産・出荷コスト削減や高収益な作付け体系へ転換や, 実需者のニーズに応じた生産により, 生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	-	-	-	-	-
平成 28 年度実績	11	323	-	-	323
平成 29 年度予算	12	1,150	-	-	1,150

A) 制度概要

当事業は、環太平洋パートナーシップ協定による新たな国際環境の下で、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫と地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農作物の高品質・低コスト化、産地の維持・拡大等を推進し、農業の国際競争力の強化とともに、地域の振興および消費者の利益の増進を図ることを目的とするものである。県は、国が造成した基金から助成金を受け、農業者や農業者が組織する団体等の事業取組主体に対し補助金を交付する。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付申請時の必要書類の提出漏れ(結果)

国が定める産地パワーアップ事業実施要領の別紙1産地パワーアップ事業の内容等の「I基金事業 1 生産支援事業 (5)農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項 ウ農業機械等をリース導入する場合」によると、事業取組主体が農業機械等のリースを行い助成金を県に対し申請する場合、「取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること」と定められている。このリース契約予定事業者とは所謂リース会社のことである。事業取組主体が選定した農業機械等の購入をリース会社が行い、その農業機械等の購入を行ったリース会社に対しリース料助成額が支払われることによる。

J社では自脱型コンバイン1台(リース料総額8,576千円)およびトラクター1台(リース料総額6,808千円)のリースを行っているが、共同申請が行われておらず、要綱に違反している。共同申請の書類の提出を求める必要がある。

(2) 補助金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当補助金の交付要綱の第8によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上はすべて概算払の対応となっており、実際は概算払ありきでの運用となっている。概算払請求書には概算払の理由の記載を求めているが、その理由が「取組主体への助成金支払いのため」や「事業を円滑に実施するため」という抽象的な内容が大半であり、また、県による概算払の起案上も「事業遂行上必要であることから」という抽象的な理由にとどまっている。

概算払は県の補助金交付規則上はあくまで例外扱いであり、概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどが補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わない現状は、補助金交付規則の趣旨を満たした運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各取組主体から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。もし、実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

55. 環境保全型農業直接支援対策事業

補助金等の名称	環境保全型農業直接支援対策事業
所管部課	農林水産部農産園芸環境課
事業開始年度	平成 24 年度
事業終期年度	—
補助目的	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、取組面積に応じて、国、県、市町村が一体的に支援を行い、本県における環境に配慮した農業を推進するとともに、それに取り組む農業者の育成を図る。
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 27 年度～) ・宮城県環境保全型農業直接支援対策に係る事業交付金交付要綱
主な補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金:農業者団体等 ・推進交付金 :市町村
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金:市町村が対象活動に取り組む農業者団体等に対し交付する経費。 ・推進交付金:市町村が事業推進等の事務に要する経費。
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金(定額)(負担割合 国:県:市町村=2:1:1) ・推進交付金 (定額 国 10/10)
補助事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い対象取組を行う場合支援を行う。 対象取組は、①カバークロップ(緑肥)②炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用③有機農業の取組(化学肥料、農薬を使用しない取組)④リビングマルチ⑤草生栽培⑥冬期湛水管理。 ・間接補助事業。

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	10	26	1	26	-
平成 27 年度実績	13	121	81	40	-
平成 28 年度実績	13	140	94	47	-
平成 29 年度予算	16	183	122	61	-

A) 制度概要

化学肥料や化学合成農薬の5割低減の取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し市町村を通じて交付されるのが環境保全型農業直接支払交付金であり、その直接支払交付金に係る推進事業を実施する市町村に対し交付されるのが日本型直接支払推進交付金であり、当事業はその2つの交付金によって構成されている。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

56. 宮城県経営所得安定対策等推進事業

補助金等の名称	宮城県経営所得安定対策等推進事業
所管部課	農林水産部農産園芸環境課
事業開始年度	平成 23 年度
事業終期年度	-
補助目的	経営所得安定対策等の実施に必要となる推進活動等のうち、各事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成することを目的とするもの。
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱
主な補助対象者	市町村, 宮城県農業再生協議会
補助金等の分類	事業費補助

補助対象経費	経営所得安定対策等の実施に必要となる推進活動に要する経費				
補助率	定額(10/10)				
補助事業の概要	農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆や新規需要米等への作付転換を推進するため県内全域で取り組んでいる経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の円滑な推進に向けて、事業の事務を担っている各市町村及び県農業再生協議会に対して、事業運営に必要な事務経費を補助するもの。				
補助金交付実績(予算)とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	36	251	251	-	-
平成 27 年度実績	36	244	244	-	-
平成 28 年度実績	36	237	237	-	-
平成 29 年度予算	36	310	310	-	-

A) 制度概要

国は、経営所得安定対策および水田活用の直接支払交付金を実施するため、それに要する推進活動等のうち、都道府県段階および地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費の助成を行う。県は、この財源に基づき、県段階における事業実施主体である宮城県農業再生協議会、および地域段階の事業実施主体である市町村が実施する経営所得安定対策等の実施に必要となる推進活動に要する経費につき補助を行うものである。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

57. 多面的機能支払交付金

補助金等の名称	多面的機能支払交付金, 多面的機能支払推進交付金【多面的機能支払事業費】
所管部課	農林水産部農村振興課
事業開始年度	平成 19 年度

事業終期年度	-				
補助目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目的とするもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 宮城県多面的機能支払交付金交付要綱				
主な補助対象者	市町村・協議会				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	多面的機能支払交付金の活動に要する経費				
補助率	(本体)定額 負担割合 国 50%, 県 25%, 市町村 25% ※平成 26 年度は県事業費＝県分。 平成 27 年度からは県事業費＝国分＋県分。 (推進)定額				
補助事業の概要	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	29	582	15	567	-
平成 27 年度実績	34	2,007	1,358	649	-
平成 28 年度実績	34	2,072	1,394	678	-
平成 29 年度予算	34	2,177	1,472	705	-

A) 制度概要

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。その多面的機能の維持・発揮を図るために、農家等から組成される活動組織に対し、市町村を通じて交付金を交付している。補助対象事業は、水路の泥上げ、農道の路面維持、施設の点検、年度活動計画の策定、畦畔や農道の補修、植栽活動、生き物調査、未舗装農道の舗装、水路の更新など、多種多様な活動が該当することとなっている。交付金の金額には、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の2種類があり、交付金毎に10アール当たりの単価が田と畑の地目別に設定されている。したがって、実際の活動内容とは無関係に、対象面積で交付金の金額が決まることになる。国

はこれらの基本単価を設定し、負担割合は国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 と決めている。県では当交付金が国によって導入された平成 19 年度において交付金を負担する市町村と協議し、国が定めた基本単価以下の単価を市町村別に設定している。

また、これらの事業を実施するための事務費として、多面的機能支払推進交付金を交付している。この推進交付金は国の予算の範囲内で定額が交付されることとなっている。

B) 監査の結果および意見

(1) 交付金の持越に関する規定化(結果)

制度概要に記載のとおり、当交付金の金額は補助対象事業の内容とは無関係に面積当たりで設定されていることもあり、補助対象事業費が概算払により交付された交付金を下回る 경우가多く発生している。この場合、事業費を超過して交付された交付金は、補助金等交付規則第 17 条第 2 項の規定により、県に返還しなければならない。

しかし、翌年度にも補助対象事業が計画されている場合には、交付金を返還せずに翌年度に持越すことを県は認めている。その理由は国が実施要領において持越を認めているためであるが、県のルールでは持越を認める規定はなく、使用されなかった交付金は返還することとされている。

国の実施要領に基づいて県も持越を認めるのであれば、国の実施要領を適用する旨を県の交付要綱に明記する必要がある。

(2) 交付要綱の交付率の見直し(結果)

当交付金の事業費の交付率は交付要綱の別表に「3/4 以内」と規定されている。県が交付金総額の 3/4(うち 1/2 は国から県への交付金)を市町村に交付するため、このような記載としているとのことである。しかし、交付率は補助対象事業費に対する交付金交付額の割合であり、3/4 という記載は不適切である。当交付金の場合は交付率を定められておらず、事業費の金額とは無関係に面積当たりで交付金の金額が定められており、面積当たりの金額を記載する等、実態に即した記載とすべきである。

(3) 交付金単価の引下げの検討(意見)

制度概要に記載のとおり、当交付金の面積当たりの単価は第一義的には国によって基本単価が定められているが、県では市町村と協議した結果、予算上の制約等も加味して、国の基本単価以下の単価を市町村別に設定している。このように基本単価よりも引下げているにもかかわらず、多くの市町村・補助対象組織において交付金が使われきれずに県に返還または翌年度に持越されている。このことは実質的には事業費の全額を補助している補助率 100% の状況になっていることを表している。

他方、県の平成 28 年度当初予算要求要領では、「補助率が 2 分の 1 を超える高率補助や後年度の財政負担を伴うものなど、財政秩序を乱すおそれのあるものについては、要求を厳

に慎むこと。」とされており、補助率 50%を超えるものを高率補助として慎むべき例示に挙げられている。また、国庫補助事業の取扱いとして「国の平成 28 年度予算概算要求の内容を精査し、当該事業の本県における必要性、事業効果等を十分に検討し、緊急性かつ行政効果の高いものに限り受け入れること。」とされており、国庫補助事業であっても無条件に導入するのではなく、精査する必要があるとされている。

当交付金の必要性そのものを否定するものではないが、補助率が 100%、補助対象事業者の自己負担ゼロというのは過保護と言わざるを得ない。例えば補助率が 50%以下となるように、交付金の単価を引下げること検討すべきと考える。

(4) 確定通知の適時化(結果)

県は平成 29 年 4 月に平成 28 年度の当交付金の実績報告を市町村から受け、5 月に市町村へ確定の通知を行っている。ここで、市町村は補助対象組織に交付金を交付したことをもって、県への実績報告としている。しかし、この時点で補助対象組織の方では補助対象事業の実績の集計作業が未了のケースがあり、その後、事業費の実績が集計され、交付金を使い切らなかった額が確定し、市町村を通じて、県に返還されるケースがある。

すなわち、県が市町村へ確定の通知を行った時点では、事業費の実績集計が未了であり、事業費が確定していないので、交付金の金額も確定していないことになる。県は交付金の金額が確定した後に交付金の確定通知を行うべきである。

(5) 不要な変更承認申請の承認省略による事務手続の効率化(結果)

平成 28 年度において市町村から延べ 8 件の交付金交付申請額を減額する内容の事業計画変更承認申請書の提出を受け、延べ 4 回に亘り変更承認の手続を行っている。

県および国の交付要綱では、「事業実施主体の変更」が行われた場合に承認を受けることが求められており、それ以外の変更は承認を受ける必要はないものとされている。上記 8 件の内容を確認したところ、いずれも事業計画の一部を変更するものであり、承認手続は不要なものであった。県も変更承認申請は不要との認識を持っていることから、この 8 件について国に対しては変更承認申請を行っていない。

県は、承認手続が不要な変更承認申請を市町村から受けた場合には、変更承認申請が不要であることを市町村に説明し、承認手続を省略することにより、事務手続の効率化を図るべきである。なお、これにより、補助対象組織および市町村の事務手続の効率化も図れるものである。

(6) 交付金の概算払に関する必要性の検討(意見)

当交付金の交付要綱によると、支給額は実績払いが原則であり、概算払は例外として「できる」規定となっている。しかしながら県の支給運営上は、個別に必要性を求めることなくすべて概算払の対応を行っており、実際は概算払ありきでの運用となっている。また、概算払が必要

な理由も起案上明記はされていない状況でもある。

概算払は県の補助金交付規則上はあくまで例外扱いであり、概算払の具体的な理由としては「運営費のほとんどを補助金に依存しており、団体の安定的経営に不可欠である」等の具体的な理由が必要であることから、個別に概算払の必要性の検討を行わない現状は、補助金交付規則の趣旨を満たした運用とはなっていない。

概算払は例外であるとの認識のもと、各市町村から具体的な必要性を求め、これを明確にしたうえで県においても独自に必要性を検討する等、要綱の趣旨に従った運用が求められる。また、もし実態が要綱と乖離しているのであれば要綱を見直すことも必要であると考え。

(7) 遂行状況報告書の提出漏れ(結果)

補助金等交付規則第 10 条には、県は補助対象事業者に対して補助対象事業の遂行状況の報告を求めることがあることが規定されており、交付要綱第 5 には、四半期毎の末日現在の状況を記載した遂行状況報告書(別記様式第 6 号)を県に提出しなければならないことが規定されている。

しかし、実際には遂行状況報告書は一切、提出されておらず、交付要綱違反となっている。県は交付要綱を順守し、遂行状況報告書の提出を市町村に求める必要がある。

(8) 実績報告時に提出すべき書類の交付要綱への記載と入手の徹底(結果)

一部の市町村は県への実績報告時に歳出予算整理表を提出している。歳出予算整理表は県が様式を定め、市町村に提出を求めているものである。歳出予算整理表には補助対象事業を行うために確保された予算額(県からの交付金と市町村の独自財源)および支出日、件名、支出額等の支出明細等が記載されている。

この歳出予算整理表を県に提出する必要があることは、交付要綱に記載されておらず、一部の市町村からは提出されていない。

歳出予算整理表は県が市町村の補助対象事業の支出内容を把握することができる重要な書類であり、交付要綱に県に提出すべき書類として明記し、市町村から入手することを徹底する必要がある。

(9) 推進交付金の使途の適正化(意見)

制度概要に記載のとおり、補助対象事業を実施するための事務費として、県は市町村に対して多面的機能支払推進交付金を交付している。この推進交付金は国の予算の範囲内で定額が交付されることとなっており、県の負担分はないものである。

推進交付金の使用使途は、臨時職員賃金、事務用品費、ガソリン代等であるが、以下のようなケースが見受けられた。

- ① デジタルカメラ購入代金 50 千円があったが、デジタルカメラは当事業以外にも幅広く使用されることが見込まれるものであり、推進交付金の使途として妥当とは言い難い。

- ② 消耗品購入 50 千円と記載されているが、何を購入したのか記載されておらず、用途の適切性が判断できず、妥当とは言い難い。
- ③ 1回線分の1ヶ月の電話代 15 千円のうち 4 千円を推進交付金の用途としているが、どのような根拠で 4 千円が当事業に使用されたものと特定したかが不明確であり、妥当とは言い難い。

推進交付金は県負担がないものではあるが、県はその用途の内容を適切に検証する必要があると考える。

58-60. 農業経営高度化支援事業

補助金等の名称	農業経営高度化支援事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業)
所管部課	農林水産部農村整備課
事業開始年度	平成 19 年度
事業終期年度	-
補助目的	担い手の育成支援
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業経営高度化支援事業補助金交付要綱(宮城県)
主な補助対象者	市町村
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	関係農家の意向調査活動, 土地利用調整活動等に要する経費
補助率	77.5%~80.0%
補助事業の概要	ハード事業(生産基盤整備)と一体に行うソフト事業であり, 土地改良区等が行う土地利用調整活動, 関係農家の意向調査活動に対する支援等(調査・調整事業)や担い手への農地集積に向けた促進支援(農業経営高度化促進事業)を行う。

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	6	10	6	4	-
平成 27 年度実績	8	85	53	32	-
平成 28 年度実績	7	328	186	142	-
平成 29 年度予算	7	165	106	59	-

補助金等の名称	農業経営高度化支援事業(農業競争力強化基盤整備事業)				
所管部課	農林水産部農村整備課				
事業開始年度	平成 19 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	担い手の育成支援				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業経営高度化支援事業補助金交付要綱(宮城県)				
主な補助対象者	市町村				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	関係農家の意向調査活動, 土地利用調整活動等に要する経費				
補助率	75%~100%				
補助事業の概要	ハード事業(生産基盤整備)と一体に行うソフト事業であり, 土地改良区等が行う土地利用調整活動, 関係農家の意向調査活動に対する支援(調査・調整事業)や担い手への農地集積に向けた促進支援(農業経営高度化促進事業)を行う。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	5	64	45	19	-
平成 27 年度実績	5	28	16	12	-
平成 28 年度実績	6	32	20	12	-
平成 29 年度予算	8	72	46	26	-

補助金等の名称	農業経営高度化支援事業(農業競争力強化基盤整備事業)				
所管部課	農林水産部農村整備課				
事業開始年度	平成 19 年度				
事業終期年度	-				
補助目的	担い手の育成支援				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業経営高度化支援事業補助金交付要綱(宮城県)				
主な補助対象者	土地改良区				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	関係農家の意向調査活動, 土地利用調整活動等に要する経費				
補助率	75%~100%				
補助事業の概要	ハード事業(生産基盤整備)と一体に行うソフト事業であり, 土地改良区等が行う土地利用調整活動, 関係農家の意向調査活動に対する支援(調査・調整事業)や担い手への農地集積に向けた促進支援(農業経営高度化促進事業)を行う。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	1	2	1	1	-
平成 27 年度実績	2	2	1	1	-
平成 28 年度実績	3	3	2	1	-
平成 29 年度予算	3	3	2	1	-

A) 制度概要

ほ場の大区画化や用水路・排水路の整備、担い手への農地集積等を総合的に実施し、農業生産性を飛躍的に向上させること等を目的としており、市町村等をとおして、担い手への農地の利用集積を促進し、農家の負担分に充てる事業費(農地集積促進事業)および関係農家の意識調査活動の調査等にかかわる事業費(調査・調整事業)を国と県が補助するものである。

B) 監査の結果および意見

(1) 一般会計予算書の徴求の必要性(意見)

県は交付申請時に市町村議会議長の証明印のある一般会計予算書を徴求しているが、交付要綱には一般会計予算書の提出を必要とすることは記載されていない。一般会計予算書には当事業の予算金額は記載されていないので、当事業の予算措置がなされていることも確認できず、徴求しても何ら役には立っていない状態となっている。

県は、県および市町村の事務の効率化を図るため、一般会計予算書を徴求する必要性について検討することが望ましい。

61-63. 県産材利用エコ住宅普及促進事業

補助金等の名称	県産材利用エコ住宅普及促進事業(新築住宅支援)(通常＋震災)
所管部課	農林水産部林業振興課
事業開始年度	平成 23 年度
事業終期年度	平成 32 年度
補助目的	一般住宅での宮城県産材利用の普及を図るため。
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金交付要綱
主な補助対象者	個人(建築主)
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	木材費(木材の使用量に応じて)
補助率	一般 (新築住宅 1 棟あたり上限 500 千円・県産材, 優良みやぎ材使用量に応じて) 東日本大震災で半壊以上の罹災者 (新築住宅 1 棟あたり一律 500 千円)
補助事業の概要	主要構造材に県産材を 60%以上かつ優良みやぎ材を 40%以上使用した新築木造住宅の施主に対して, 宮城県産材(優良みやぎ材)使用量に応じて補助する(東日本大震災により半壊以上罹災した住宅を建て替える場合は, 主要構造材に県産材を 8 m ³ 以上かつ 50%以上使用することを補助要件とする)。

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	539	266	-	266	-
平成 27 年度実績	626	310	-	310	-
平成 28 年度実績	702	347	-	347	-
平成 29 年度予算	674	337	-	337	-

補助金等の名称	県産材利用エコ住宅普及促進事業（震災）(法人向けは震災区分のみ)				
所管部課	農林水産部林業振興課				
事業開始年度	平成 25 年度				
事業終期年度	平成 30 年度				
補助目的	外材等に比べ小規模零細な県内製材工場の安定供給体制整備を図る。				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	優良品やぎ材安定供給安定供給支援事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	県内製材工場				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	優良品やぎ材の製造・流通経費に対する助成(生産経費支援)				
補助率	定額(生産経費@8,000 円/m ³)				
補助事業の概要	震災復興住宅需要において宮城県産材(優良品やぎ材)の需要が見込まれており、外材や他県産材の供給体制に比べて小規模零細な県内製材工場における県産材製品を安定的に供給する体制を整備する。				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	10	32	-	32	-
平成 27 年度実績	5	9	-	9	-
平成 28 年度実績	6	22	-	22	-
平成 29 年度予算	-	20	-	20	-

A) 制度概要

間伐等により生産された県産木材の活用および需要拡大を通じて、林業・木材産業の活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図るため、県産木材および優良品やぎ材を使用した住宅を新築するものに対し、県の財源で木材費の一部を補助金として交付している。また、災害公営住宅への県産木材の安定供給が求められるなかで生産流通の円滑化を図るため、県内製材工場等が品質の高い県産製材品を生産し、流通させるのに要する経費について、県の財源で補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 居住開始届の入手の徹底および入手の必要性の検討(結果・意見)

県は新築の建築主のうち要件を満たすものに対して当補助金を交付している。交付要綱第9には、「補助事業者が当該住宅へ居住を始めたときは、速やかに居住開始届により知事に届け出なければならない。」と記載があるが、実績報告の審査が終了した段階で確定通知を交付して振込を実施する仕組みとなっていることもあり、その後もしくは並行して居住確認のために居住開始届の提出を求めているものの、必ずしも昨年度実施した補助に対する居住開始届の全件回収には至っていない状況であった。

交付要綱上の記載にて届出を求めていることから、必要な書類は網羅的に入手すべきである。(結果)

なお、平成28年度では累計700件超の交付があり、居住開始届の回収督促等の業務が発生している。補助の制度趣旨は県産木材の使用さえ確認できれば達成できることから、「居住」自体の要件は必ずしも必要なく、県としては「居住開始届」に記載しているアンケートに有用性を求めて回収しているとのことであった。アンケートの内容は当補助金の存在を知ることとなった経緯等、補助金交付申請時に回答できるものであることから、アンケートは交付申請時に行い、「居住開始届」の提出を求めない形に交付要綱を見直し、業務の効率化を図ることが望ましい。(意見)

(2) 現地調査の選定基準の見直し(意見)

県産材利用エコ住宅普及促進事業実施要領第8に「知事は、県産材の使用量、使用率等の事業の内容を書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により確認するものとする」と規定されており、県は全件の書類審査を実施した上で、現地調査に関しては対象件数が多いため、全件数の約2割をランダムに抽出して実施している。この現地調査は外部業者に委託し、申請床面積、主要構造材における木材使用量、県産材使用量、樹種・寸法などを確認する形で行っている。

この点、委託予算の兼ね合いで現地調査の割合を算定している事情もあることから、果たして2割の抽出が調査として有用であるかどうかの検討はなされていない状況であった。

抽出割合については漠然と2割として実施するのではなく、例えば県産材の使用割合が交付要件ギリギリのものを抽出する等、不正受給である可能性が相対的に高いシナリオに基づいた一定の基準を定め、このような基準に従って現地調査の対象を抽出することによって、同じサンプル件数であっても、より効果の高い現地調査を行うことが望まれる。

64. 合板・製材生産性強化対策事業

補助金等の名称	合板・製材生産性強化対策事業補助金
所管部課	農林水産部林業振興課
事業開始年度	平成27年度
事業終期年度	-
補助目的	合板・製材工場等の整備と原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を目的とするもの。
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	合板・製材生産性強化対策事業実施要綱 合板・製材生産性強化対策事業費補助金交付要綱 合板・製材生産性強化基金活用事業費補助金交付規則
主な補助対象者	森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等
補助金等の分類	事業費補助
補助対象経費	機械器具購入、建物建築等に要する経費
補助率	1/2以内、定額
補助事業の概要	地域材の競争力強化に向けて、以下について支援を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材加工流通施設等の整備 ・ 高性能林業機械等の整備 ・ 間伐材生産 ・ 路網整備

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	-	-	-	-	-
平成 28 年度実績	5	1,214	-	-	1,214
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

A) 制度概要

当補助金は、国の「総合的な TPP 関連政策大綱」に即し、合板・製材分野の生産性向上等の体質強化を図るため、川上・川下の林業・木材産業等関係者による連携を強化しつつ、原木の低コストかつ安定的な供給及び合板・製材工場等の施設整備を行う経費について、県が当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において、合板・製材生産性強化対策事業費補助金を交付するものである。財源については、国の基金からの交付がなされている。

B) 監査の結果および意見

(1) 発注業者の選定に係る透明性の確保(意見)

木材加工流通施設の整備事業に対する補助金 855 百万円のうち、補助対象事業者が発注した基礎工事(補助金 59 百万円)について、発注先の業者が補助対象事業者と同一グループに属する関連会社となっていた。

県の説明では、補助対象事業者は当該工事に関して 3 社から相見積もりを取得しており、県もこれらの写しを入手確認し、総合的に工事内容等に関する諸条件を勘案した結果であることから問題ないものと考えているとのことである。県の事業確認調査の書類でも、県の説明どおり、当該工事は 3 社の相見積もりを取得していることが記載されているものの、それ以上の記載はない。

関連会社への発注は不当に価格が吊り上げられるリスクが高い取引であり、県はそのような観点から発注先の選定手続が適切に行われていることを確認する必要があると考える。具体的には発注したい業者よりも高額な見積書を集めていないか、相見積もりを行った業者選定が妥当か、入札を行う必要はなかったか等に関し県は検討し、当該検討過程に係る文書を残し、業者選定過程に係る透明性が確保されていることを明確にしておく必要があると考える。

65. 66. 温暖化防止森林づくり推進事業補助金

補助金等の名称	温暖化防止森林づくり推進事業補助金				
所管部課	農林水産部森林整備課				
事業開始年度	平成 23 年度				
事業終期年度	平成 32 年度				
補助目的	間伐等の森林整備により温暖化防止を目的とするもの				
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱				
主な補助対象者	法人, 市町村				
補助金等の分類	事業費補助				
補助対象経費	間伐等の森林整備に係る経費				
補助率	定額, 1/2 以内(事業メニューによる)				
補助事業の概要	国庫補助対象とならない森林での間伐と作業道整備に対する補助(温暖化防止間伐推進事業), 造林未済地での植栽等に対する補助(新しい植林対策事業(~H27), 温暖化防止森林更新推進事業(H28~))及びナラ枯れ駆除, 松くい虫被害材搬出等に対する補助(里山林健全化事業)				
補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	54	218	-	218	-
平成 27 年度実績	50	207	-	207	-
平成 28 年度実績	60	213	-	213	-
平成 29 年度予算	-	290	-	290	-

A) 制度概要

県は、間伐その他の森林整備の一層の推進を図るため、市町村、森林組合、林業事業者等の事業実施主体が行う国庫補助事業の対象とならない間伐や植栽、作業道の整備、広葉樹林伐採・搬出、ナラ枯れ駆除および松くい虫被害材の搬出利用等・抵抗性マツ植栽について補助金を交付している。

B) 監査の結果および意見

(1) 県税納税証明書の提出の規定化(結果)

交付要綱には、県税に未納がある者は交付申請をすることができない旨の記載があるが、県税納税証明書の提出に関しては規定されていない。県担当者に確認したところ、口頭質問にて未納がないことを確認したのみで納税証明書の提出は要求していないとのことである。

しかし、未納がないことを申請要件としている以上、書面による確認を実施すべきであり、交付要綱において納税証明書の提出を義務付けるべきである。

(2) 支出実績の確認の徹底(結果)

交付要綱では、事業実績報告書への収支精算書の添付が義務付けられており、収支精算書を補完する資料として支出内訳を記載した書類も添付されているが、支出内訳の中には、実際の支払額ではなく、森林育成事業標準単価を使って算出した積算価格が記載されているものが見受けられた。

仮に、補助対象事業者が標準単価よりも低い価格で事業を行っている場合、県は所要額以上の補助金を交付していることになる。県は実績報告時の確認調査では、支出関係書類の確認を徹底すべきである。

67. 仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する平成 27 年度費用負担協定書に基づく負担金

補助金等の名称	仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する平成 27 年度費用負担協定書に基づく負担金
所管部課	土木部都市計画課
事業開始年度	平成 26 年度
事業終期年度	平成 32 年度
補助目的	宮城県広域防災拠点整備事業に伴う仙台貨物ターミナル駅の移転整備を目的とするもの
根拠法定等の名称 (法律、条例、要綱)	公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱第 10 条
主な補助対象者	日本貨物鉄道株式会社
補助金等の分類	その他(調査設計費用負担)
補助対象経費	仙台貨物ターミナル駅移転に係る調査・検討に要する経費
補助率	協定書に記載の金額
補助事業の概要	仙台貨物ターミナル駅移転に係る調査・検討

補助金交付実績(予算) とその財源	交付(件、百万円)		財源(百万円)		
	件数	金額	国	県	その他
平成 26 年度実績	-	-	-	-	-
平成 27 年度実績	1	63	21	42	-
平成 28 年度実績	1	254	85	169	-
平成 29 年度予算	-	-	-	-	-

A) 制度概要

当負担金は、県が広域防災拠点(大規模災害時の傷病者の域外搬送拠点、広域支援部隊の一次集結場所、物資輸送中継拠点)として仙台市宮城野区宮城野原地区の日本貨物鉄道株式会社仙台貨物ターミナル駅を取得して整備するのに当たり、同駅を同区岩切地区等へ移転させるための調査・検討に要する経費に対するものである。

県が取得した貨物駅は、土地収用法上、公共施設とされ、その機能回復に当たっては、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱(昭和 42 年 2 月 21 日閣議決定)」に基づき行うこととしており、当負担金は、同要綱第 10 条(建設雑費その他通常要する経費)にかかわるものである。

移転する貨物駅の機能回復を図る同社は、当負担金により新貨物駅のコンテナホームなどの鉄道施設、総合事務所などの詳細設計のほか、環境アセスメントに係る調査を行っている。

財源としては、1/3 が国の社会資本整備総合交付金が充てられ、残余は県が負担することとなっている。

B) 監査の結果および意見

該当なし。

以上